

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-①)

政策分野名 【施策名】	新たな価値の創出による需要の開拓
政策の概要 【施策の概要】	新たな市場創出に向けた取組、需要に応じた新たなバリューチェーンの創出、食品産業の競争力の強化、食品ロス等をはじめとする環境問題への対応
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(1) ・成長戦略2021(令和3年6月18日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年11月30日決定、令和5年12月25日改訂 農林水産業・地域の活力創造本部決定)

施策(1)	新たな市場創出に向けた取組																																													
目標①【達成すべき目標】	スマートミールの普及等の支援																																													
測定指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値・達成度合い</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">達成</th> <th rowspan="2">指標一 計算分類</th> </tr> <tr> <th>30年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>/</td> <td>137 事業者</td> <td>173 事業者</td> <td>183 事業者</td> <td>187 事業者</td> <td></td> <td>/</td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">S↑-直</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>/</td> <td>(A: 91.3%)</td> <td>(A: 96.1%)</td> <td>(B: 87.1%)</td> <td>(B: 77.9%)</td> <td>(:)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度ごとの目標値</td> <td>83 事業者</td> <td>150 事業者</td> <td>180 事業者</td> <td>210 事業者</td> <td>240 事業者</td> <td>270 事業者</td> <td>300 事業者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	実績値	/	137 事業者	173 事業者	183 事業者	187 事業者		/	B	S↑-直	達成度合い	/	(A: 91.3%)	(A: 96.1%)	(B: 87.1%)	(B: 77.9%)	(:)	/	年度ごとの目標値		83 事業者	150 事業者	180 事業者	210 事業者	240 事業者	270 事業者	300 事業者	
	年度		基準値	実績値・達成度合い					目標値			達成	指標一 計算分類																																	
		30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																						
	実績値	/	137 事業者	173 事業者	183 事業者	187 事業者		/	B	S↑-直																																				
達成度合い	/	(A: 91.3%)	(A: 96.1%)	(B: 87.1%)	(B: 77.9%)	(:)	/																																							
年度ごとの目標値		83 事業者	150 事業者	180 事業者	210 事業者	240 事業者	270 事業者	300 事業者																																						
把握の方法	出典:「健康な食事・食環境」認証制度(事業者団体「健康な食事・食環境」コンソーシアム調べ) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:健康な食事・食環境認証事業者数を集計																																													
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																																													
備考																																														
施策(2)	需要に応じた新たなバリューチェーンの創出																																													
目標①【達成すべき目標】	付加価値の高いビジネスの創出を推進																																													
測定指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>基準値</th> <th colspan="5">実績値・達成度合い</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">達成</th> <th rowspan="2">指標一 計算分類</th> </tr> <tr> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>/</td> <td>21 事業体</td> <td>30 事業体</td> <td>41 事業体</td> <td>令和6年 7月下旬 把握予定</td> <td></td> <td>/</td> <td rowspan="2">-</td> <td rowspan="2">S↑-直</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td>/</td> <td>(A: 140.0%)</td> <td>(A: 93.8%)</td> <td>(B: 85.4%)</td> <td>(:)</td> <td>(:)</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度ごとの目標値</td> <td>0 事業体</td> <td>15 事業体</td> <td>32 事業体</td> <td>48 事業体</td> <td>64 事業体</td> <td>79 事業体</td> <td>93 事業体</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	実績値	/	21 事業体	30 事業体	41 事業体	令和6年 7月下旬 把握予定		/	-	S↑-直	達成度合い	/	(A: 140.0%)	(A: 93.8%)	(B: 85.4%)	(:)	(:)	/	年度ごとの目標値		0 事業体	15 事業体	32 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	93 事業体	
	年度		基準値	実績値・達成度合い					目標値			達成	指標一 計算分類																																	
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																						
	実績値	/	21 事業体	30 事業体	41 事業体	令和6年 7月下旬 把握予定		/	-	S↑-直																																				
達成度合い	/	(A: 140.0%)	(A: 93.8%)	(B: 85.4%)	(:)	(:)	/																																							
年度ごとの目標値		0 事業体	15 事業体	32 事業体	48 事業体	64 事業体	79 事業体	93 事業体																																						
把握の方法	出典:六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査(農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:六次産業化に取り組む優良事業体数を集計																																													
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																																													
備考																																														

施策(3)	食品産業の競争力の強化										
目標①【達成すべき目標】	サプライチェーン全体での合理化の取組を加速化、卸売市場の機能の強化										
測定指標	ア 飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		13.8%	13.4%	令和6年 7月 把握予定	令和7年 7月 把握予定				
	達成度合い		(C)	(C)	(:)	(:)	(:)		-	F ↓ 一差	
年度ごとの目標値			11.6%	11.4%	11.3%	11.2%	11.1%	11.0%	11.0%		
把握の方法	出典: 中小企業実態基本調査(経済産業省中小企業庁) 作成時期: 調査年度の翌々年度7月末頃 算出方法: 飲食料品卸売業の販売費及び一般管理費/飲食料品卸売業の売上高										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	イ 場内物流改善体制の構築に取組んでいる卸売市場数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		-	0 卸売市場	14 卸売市場	30 卸売市場				
	達成度合い		(- : -)	(- : -)	(B: 77.7%)	(B: 83.3%)	(:)		B	S ↑ 一直	
年度ごとの目標値			0 卸売市場	-	-	18 卸売市場	36 卸売市場	55 卸売市場	55 卸売市場		
把握の方法	出典: 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期: 調査年度の翌年度5月末~6月末頃 算出方法: 場内物流改善体制の構築に取組んでいる卸売市場数を集計 ※ただし、中央卸売市場(65市場)のうち、流通の特性の観点から食肉市場(10市場)は除く。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	食品産業における労働力不足の解消										
測定指標	ア 食品製造業の労働生産性		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11年度		
		実績値		4,836 千円/人	5,152 千円/人	4,964 千円/人	令和6年 9月 把握予定				
	達成度合い		(B: 89.5%)	(A: 93.1%)	(B: 87.6%)	(:)	(:)		B	F ↑ 一直	
年度ごとの目標値			5,149 千円/人	5,401 千円/人	5,531 千円/人	5,664 千円/人	5,801 千円/人	5,941 千円/人	6,694 千円/人		
把握の方法	出典: 「法人企業統計」(財務省) 作成時期: 調査年度の翌年度9月頃 算出方法: 労働生産性=付加価値額/(役員数+従業員数) ※令和5年度実績の把握は令和6年9月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	各年度の目標値は、令和11年度目標値の達成に向けて、便宜的に目安値として設定。										

目標③【達成すべき目標】 JASと調和のとれた国際規格の制定											
測定指標	ア ISO規格等の国際規格の制定件数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			12年度
		実績値	/	-	5件	6件	7件	/			/
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 125.0%)	(A: 150.0%)	(A: 100.0%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		4件	-	4件	4件	7件	7件	10件			
把握の方法	出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度末頃 算出方法:農林水産省が公表した日本発のISO規格等の制定件数を集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(4) 食品ロス等をはじめとする環境問題への対応											
目標①【達成すべき目標】 食品ロス削減の取組を加速化											
測定指標	ア 事業系食品ロス量	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	29年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			12年度
		実績値	/	275 万トン	279 万トン	236 万トン	令和7年 6月 把握予定	/			/
	達成度合い	/	(A: 114.5%)	(A: 111.5%)	(A: 130.1%)	(:)	(:)	/	A	F↓一直	
年度ごとの目標値		328 万トン	315 万トン	311 万トン	307 万トン	303 万トン	298 万トン	273 万トン			
把握の方法	出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度の翌々年度6月頃 算出方法:食品廃棄物等の発生量(食品リサイクル法に基づく定期報告)及び食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等に基づき推計 ※令和5年度実績の把握は令和7年6月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の目標値/当該年度の実績値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】 食品分野における容器包装プラスチックの更なる資源循環を推進											
測定指標	ア 飲料用PETボトルの回収率	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			12年度
		実績値	/	97%	94%	94%	令和6年 11月下旬 把握予定	/			/
	達成度合い	/	(A: 104.3%)	(A: 101.1%)	(A: 100.0%)	(:)	(:)	/	A	F↑一直	
年度ごとの目標値		91%	93%	93%	94%	95%	96%	100%			
把握の方法	出典:環境省・PETボトルリサイクル推進協議会資料 作成時期:調査年度の翌年度11月頃 算出方法:PETボトル回収量(市町村分別収集量+事業系ボトル回収量、熱回収分を含む)/PETボトル販売量(輸入分を含む)×100 ※令和5年度実績の把握は令和6年11月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		<p>【判断根拠】 測定指標数8個のうち、6個の測定指標が確定している。そのうち、Aが3個、Bが3個(うち、前年度の実績値を下回った指標1個)となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。</p>	
	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】	<p>【(3)②ア】食品製造業の労働生産性 食品製造業の労働生産性については、令和4年度の実績値が4,964千円/人で、達成度合いが87.6%で「B」となり、前年度の実績値(5,152千円/人)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 食品製造業界の中でも労働生産性が低く機械化が遅れている惣菜業界においても、惣菜の盛り付け工程の自動化技術を開発しその改良・普及に業界を挙げて取り組むなど、食品製造業界全体で労働生産性向上に向けた取組が進捗しているところ。また、新型コロナウイルス感染症やウクライナ等の世界情勢の不安定化による2012年以降の大幅な原材料費高騰、円安によるコスト増、新型コロナウイルス感染症により一時減少した従業員数が回復するなどの動向が見られた。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 食品産業における労働力不足の解消に向け、経済産業省等と連携し、食品製造事業者に対し、AI、ロボット等を活用した食品産業のスマート技術の研究開発、実証・改良から普及まで体系的に支援。また、実証事例や既存の技術等について、中小企業を含め広く利用を促進するため、SNSの利用や説明会の開催、民間事業者と連携したwebページの作成等により更なる情報の横展開を行い、生産性向上技術を現場に普及。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 2022年に実証事業によりAIやロボット等を導入した個々の事業者においては、労働生産性が平均8%上昇したことを確認しているほか、過年度事業での実証事例についても業界への波及が確認されているものが複数存在しており、上記取組は一定の成果があったものと考えている。ただ、自動化技術は大企業を中心にオーダーメイド型の技術が多いことや導入費用の問題などから、業界の大半を占める中小企業での普及が進みにくいという課題がある。加えて、本指標における労働生産性の算出方法では、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した従業員数が回復傾向にあることに加え、国際情勢の不安定化に伴う原材料費高騰等の影響を受けて付加価値額が同程度であったことが、本指標の達成度合いがBとなり、前年度実績を下回った要因の一つと考える。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【(3)②ア】食品製造業の労働生産性 令和4年度の目標値は便宜的に目安値として定めたものであるが、当該年度の目標達成度及び上記の分析結果を考慮すると、今後の実績を注視しつつ、必要に応じて事業内容の見直しの検討を行いたい。経済産業省等とも引き続き連携しつつ、より汎用性が高く低コストで中小企業でも導入しやすい技術の開発・実証等に取り組んで参りたい。</p>		

学識経験有する者の知見の活用	
----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	大臣官房新事業・食品産業部(農村振興局) 【大臣官房新事業・食品産業部企画グループ／食品流通課／食品製造課／外食・食文化課、農村振興局都市農村交流課／地域整備課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-②)

政策分野名 【施策名】	グローバルマーケットの戦略的な開拓
政策の概要 【施策の概要】	農林水産物・食品の輸出促進、知的財産等の保護・活用
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(2) ・経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂) ・農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略(令和2年11月30日決定、令和5年12月25日改訂)

施策(1)	農林水産物・食品の輸出促進										
目標①【達成すべき目標】	輸出の促進、輸出の取組の強化										
測定指標	ア 農林水産物・食品の輸出額		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		1兆円	1.2兆円	1.4兆円	1.5兆円				
		達成度合い		(B: 50.0%)	(B: 60.0%)	(B: 70.0%)	(B: 75.0%)	(:)			
年度ごとの目標値		0.9兆円	2兆円	2兆円	2兆円	2兆円	2兆円	2兆円			
把握の方法	出典:貿易統計(財務省) 作成時期:調査年度の3月頃 算出方法:貿易統計中農林水産物・食品に該当するものを集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値において、農林水産物・食品の輸出額は、その時点での世界的な政治・経済の状況より変動し得るものであることから、年度ごとの目標値は設定せずに、目標年度の目標値を置ききしている。										
目標②【達成すべき目標】	グローバル・フードバリューチェーンの構築等を通じた食産業の海外展開										
測定指標	ア「グローバル・フードバリューチェーン(GFVC)推進官民協議会」のメンバー企業の海外進出数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		151社	158社	170社	187社				
		達成度合い		(A: 108.6%)	(A: 102.6%)	(A: 100.0%)	(A: 101.1%)	(:)			
年度ごとの目標値		124社	139社	154社	170社	185社	200社	200社			
把握の方法	出典:農林水産省調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:東洋経済「海外進出企業総覧【国別編】」により、グローバル・フードバリューチェーン推進官民協議会のメンバー企業で海外現地法人(日本企業の出資比率が10%以上の現地法人)を設立している企業数を集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(2)	知的財産等の保護・活用										
目標①【達成すべき目標】	戦略的な知的財産の活用を推進										
測定指標	ア 地理的表示産品の国内登録数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	11年度		
		実績値	/	105 産品	117 産品	128 産品	145 産品		/		
	達成度合い	/	(A: 92.9%)	(A: 90.0%)	(B: 88.3%)	(A: 92.4%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		94 産品	113 産品	130 産品	145 産品	157 産品	167 産品	200 産品			
把握の方法	出典:特定農林水産物等登録簿(農林水産省輸出・国際局) 作成時期:調査年度末頃 算出方法:特定農林水産物等登録簿より登録産品数を集計										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値(登録件数)/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	海外における育成者権取得や侵害対応を促進										
測定指標	ア 輸出重点品目の海外での1品 種あたりの平均品種登録国数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	9年度		
		実績値	/	1.4 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国		/		
	達成度合い	/	(A: 116.7%)	(A: 107.7%)	(A: 107.1%)	(A: 106.7%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		1.1 カ国	1.2 カ国	1.3 カ国	1.4 カ国	1.5 カ国	1.6 カ国	2 カ国			
把握の方法	出典:農林水産省輸出・国際局 作成時期:調査年度末頃 算出方法:農林水産省により確認した登録数を集計										
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値(登録国数/登録品種数)/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標数4個のうち、Aが3個、Bが1個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	-	
	次期目標等への反映の方向性	-	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	-
-------------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	輸出・国際局(大臣官房新事業・食品産業部、農産局、水産庁) 【大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課ファイナンス室/新事業・国際グループ/食品流通課/食品製造課、輸出・国際局輸出企画課/輸出支援課/規制対策グループ/海外連携グループ/知的財産課、農産局穀物課/園芸作物課/果樹・茶グループ/企画課/農業環境対策課、水産庁加工流通課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-③)

政策分野名 【施策名】	消費者と食・農とのつながりの深化
政策の概要 【施策の概要】	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大、和食文化の保護・継承、消費者と生産者の関係強化
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(3) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂)

施策(1)	食育や地産地消の推進と国産農産物の消費拡大										
目標①【達成すべき目標】	「日本型食生活」を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開										
測定指標	ア 日本型食生活の実践に取り組む人の割合	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	69.8%	72.8%	70.9%	/	/		
		達成度合い	/	(-:-)	(B: 66.7%)	(A': 158.3%)	(B: 52.8%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		69%	-	70.2%	71.4%	72.6%	73.8%	75%	B	S↑-差	
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:「実践している」又は「おおむね実践している」の数/有効回答数										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。										
目標②【達成すべき目標】	農林漁業体験の取組の推進										
測定指標	ア 農林漁業体験を経験した国民の割合	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	61.3%	62.4%	63.2%	/	/		
		達成度合い	/	(-:-)	(C: -587.5%)	(C: -225.0%)	(C: -116.7%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		66%	-	66.8%	67.6%	68.4%	69.2%	70%	C	S↑-差	
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:農林漁業体験への参加について、家族の中で参加したことがあると答えた人数/有効回答数										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	令和3年3月に決定した第4次食育推進基本計画は、おおむね5年間という計画期間を設定しており、令和7年度までの目標値を設定しているため、年度ごとに目標値を設定することにはなじまないが、便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。										

目標③【達成すべき目標】 学校や病院等施設の給食における地場産食材の活用											
測定指標	ア 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	68.1%	76.6%	66.0%				
	達成度合い		(- : -)	(B: 75.7%)	(B: 85.1%)	(B: 73.3%)	(:)		B	O=一直	
年度ごとの目標値		0%	-	90%	90%	90%	90%	90%			
把握の方法	出典:学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省) 作成時期:調査年度内 算出方法:学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)が基準値(令和元年度)から維持・向上した都道府県/47都道府県										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 Aランク:90%以上、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(2) 和食文化の保護・継承											
目標①【達成すべき目標】 次世代への和食文化の継承											
測定指標	ア 郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	61.7%	63.1%	54.5%				
	達成度合い		(- : -)	(A: 134.1%)	(A: 134.3%)	(A: 113.5%)	(:)		A	S↑一直	
年度ごとの目標値		44.6%	-	46%	47%	48%	49%	50%			
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合×100										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。										
施策(3) 消費者と生産者の関係強化											
目標①【達成すべき目標】 産地と消費者とが結びつく取組を推進											
測定指標	ア 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	74.8%	69.8%	67.4%				
	達成度合い		(- : -)	(A: 100.0%)	(A: 91.7%)	(B: 87.1%)	(:)		B	S↑一直	
年度ごとの目標値		73.5%	-	74.8%	76.1%	77.4%	78.7%	80%以上			
把握の方法	出典:食育に関する意識調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期:調査年度内を予定 算出方法:産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいると回答した人数/有効回答数										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値については、毎年度一定割合で増加するものとして便宜的に目安値として基準値と最終目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を設定。										

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>④進展が大きくない</p>
	<p>測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】</p>	<p>(判断根拠) 測定指標数5個のうち、Aが1個、Bが3個(うち、前年度の実績値を下回った指標3個)、Cが1個となっており、「④進展が大きくない」と判定した。</p>	<p>【(1)①ア】日本型食生活の実践に取り組む人の割合 日本型食生活の実践に取り組む人の割合については、令和5年度の実績値が70.9%で、達成度合いが52.8%で「B」となり前年度の実績値(72.8%)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 測定指標の基準年度である令和2年度から令和4年度にかけては新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、テレワークの増加(実施率は感染拡大前と比較して約3倍増加)等による在宅時間が増加した。一方で、令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の5類移行により、在宅時間はコロナ禍以前の状態に近づいたと考えられる。 これに加えて、消費者動向調査(日本政策金融公庫、令和6年1月調査)によると、現在の食の3大志向は、「健康志向」、「経済性志向」、「簡便化志向」の順となっているが、「経済性志向」(40.8%)については、はじめて2半期連続の40%超となるとともに、「簡便化志向」(38.2%)については、過去最高値となった。また、食育に関する意識調査(農林水産省、令和6年3月)では、「主食・主菜・副菜をそろえて食べる回数を増やすために必要なこと」として、全体では「手間がかからないこと」、「時間があること」が、若い世代においては、全体と比較して「時間があること」、「食費に余裕があること」、「手間がかからないこと」と回答した者の割合が高く、「自分で用意することができること」と回答した者の割合が低かった。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 「日本型食生活を食生活・食習慣の変化に対応しつつ展開するため、「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」において、地方公共団体や民間団体等に対し地域の食材を活用した日本型食生活をテーマとする講義や料理講習会に向けた取組を支援した。 加えて、日本型食生活の実践の促進のため、農林水産省ウェブサイトにおいてパンフレット等を普及啓発するとともに、各人の目的に合わせてながら栄養バランスにも配慮したレシピを掲載するなど分かりやすい情報発信を図っている。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機としたテレワークの増加等により、時間にゆとりができたことで、食に関心を持った人が②の普及啓発パンフレット等を閲覧しながら自ら実践するなどした結果、令和2年度から令和4年度にかけては日本型食生活の実践に取り組む人の割合が増加したと考えられる。一方で、多様な副菜などを組み合わせ、栄養バランスにも配慮した食生活である日本型食生活を実践するためには、手間や時間、費用の面でハードルがある。特に若い世代においては、国民の食の3大志向の一つに「健康志向」がある現状においても食事の簡便化志向、経済性志向が強いいため、新型コロナウイルス感染症が5類に移行した令和5年度においては、実績値が減少したと推察され、こうしたことが達成度合いが「B」となった要因の一つと考える。</p> <p>【(1)②ア】農林漁業体験を経験した国民の割合 農林漁業体験を経験した国民の割合については、令和5年度の実績値が63.2%で、達成度合いが-116.7%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 測定指標の基準年度である令和2年度に新型コロナウイルス感染症が発生したことで、対面での農林漁業体験機会は減少した。一方で、感染症の感染拡大の状況に対応した生活様式の実践が求められる中で、オンラインを活用した体験が推進・普及されるとともに、令和5年度の新型コロナウイルス感染症の5類移行を契機に、対面での農林漁業体験の機会は回復してきている。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 農林漁業体験の取組の推進に向けて、「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進」において、地方公共団体や民間団体等に対し、農林漁業体験の取組を支援した。加えて、教育ファームなどの農林漁業体験について、どこでどのような体験ができるかを地方農政局ウェブサイト等において情報を発信している。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、それまで対面での開催が多かった農林漁業体験の取組の中止や規模の縮小といった影響を受けたことが、目標の達成度合いが「C」となった要因の一つと考える。他方、令和5年度の新型コロナウイルス感染症の5類移行により、農林漁業体験を経験した国民の割合は徐々に回復傾向にあると推察される。</p> <p>【(1)③ア】学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した都道府県の割合については、令和5年度の実績値が66.0%で、達成度合いが73.3%で「B」となり前年度の実績値(76.6%)を下回った。 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース)が昨年度から低下している要因を把握するため、今年度、調査業務を実施すべく準備をしているところであり、調査結果が出た後に要因分析を記載できる見込み。</p> <p>【(3)①ア】産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合については、令和5年度の実績値が67.4%で、達成度合いが87.1%で「B」となり前年度の実績値(69.8%)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 令和3～5年度に実施された食育に関する意識調査によると、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選んでいる人の割合について性・年齢別で比較したところ、「選んでいる」と回答した人の割合は女性で高く、男女ともに20歳代で「選んでいない」と回答した人の割合が高い傾向にある。また、日本政策金融公庫が令和5年7月に実施した「消費者動向調査」によると、食に関する志向では「経済性志向」が42.5ポイントと他の項目と比べて最も高く、特に若い世代において、令和2年度調査から上昇傾向にある。また、同調査によると、食料品を購入するときに国産品かどうかを気にかけられる人の割合は65.2%と、令和2年度調査から減少傾向にある。年代別に見ると、国産品かどうかを気にかけられる人の割合は年代が高くなるほど割合が高い傾向にある。さらに、同調査によると、国産品の価格許容度にする質問において、「割高でも国産品を選ぶ」と回答した人の割合は50.7%と、令和2年度調査から減少傾向にある。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 消費者と生産者の関係強化に向け、①給食現場と生産現場との間の意見を調整するコーディネーターの派遣、②消費者に対する地産地消の意義や効果の普及啓発を行う情報発信、③農山漁村の活性化や、6次産業化等に取り組む場合に必要となる直売所の整備、④ディスカバー農山漁村の宝(優良事例選定制度)により、全国各地の創意工夫ある様々な地産地消や、国産農林水産物・食品の消費拡大、子どもや若者への地場産物に関する教育に取り組んでいる全国の模範となる優良事例の選定、⑤「6次産業化・地産地消メールマガジン」を発行し、広く一般の消費者への地産地消に関する情報の発信等の取組を実施。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 消費者と生産者の関係強化に向け、給食現場と生産現場との間の意見を調整するコーディネーターの派遣等の取組を行ったが、食の志向において経済性の志向は高く、想定外の物価高騰等の影響で、産地よりも経済性を考慮し食品を購入する人が増加した結果、産地・生産者を意識して食品を選ぶ人の割合が低くなったことが、要因の一つと考える。</p>

次期目標等への反映の方向性	<p>【(1)①ア】日本型食生活の実践に取り組む人の割合 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による在宅時間の増加等により、令和3、4年度では目標の実績値が増加したが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、在宅時間がコロナ禍以前の状態に戻り、食事の簡便化志向等の影響が高まる可能性がある。しかし、食に関して「健康志向」とあると回答した割合は年々増加しているため、栄養バランスに配慮した食生活を心がける国民の割合が高くなる可能性があることから、日本型食生活の実践に取り組む人の割合の推移について状況を注視しつつ、引き続き「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(予算事業ID:003194)」において、日本型食生活をテーマとする講義への支援や料理講習会への支援など国民の日本型食生活の実践に向けた取組を支援する方向で検討する。</p> <p>【(1)②ア】農林漁業体験を経験した国民の割合 新型コロナウイルス感染症の5類移行等に伴い、今後地域での取組が活発化することが見込まれるため、引き続き「消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進(予算事業ID:003194)」において、農林漁業体験機会の提供を行う取組をより重点的に支援する方向で検討する。</p> <p>【(3)①ア】産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合 令和5年度の目標値77.4%は、便宜的に目安値として定めたものであるが、今年度の目標達成度及び上記の分析結果を考慮すると、今後の実績を注視しつつ、必要に応じて、測定指標や事業内容の見直しの検討を行いたい。</p>
---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> 第4次食育推進基本計画フォローアップ中間取りまとめ(別添「数値目標の分析・評価」) https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/kaigi/4th_chuukan.html 第6回新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査(内閣府、令和5年4月19日) 消費者動向調査(日本政策金融公庫、令和6年1月調査) https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/r05_zyousehousenryaku_6.pdf
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	消費・安全局(大臣官房政策課、大臣官房環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部、農村振興局) 【消費・安全局消費者行政・食育課、大臣官房政策課食料安全保障室、大臣官房環境バイオマス政策課、大臣官房新事業・食品産業部企画グループ/食品製造課/外食・食文化課、農村振興局都市農村交流課/地域整備課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-④)

政策分野名 【施策名】	食品の安全確保と消費者の信頼の確保
政策の概要 【施策の概要】	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化、食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の1(4)

施策(1)	科学の進展等を踏まえた食品の安全確保の取組の強化											
目標①【達成すべき目標】	有機物・副産物肥料(注1)を農家が安心して利用できる仕組みの構築、全ての飼料関係事業者におけるGMPの導入推進											
測定指標	ア 有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度	
		実績値	/	-	-3%	-7%	令和6年 12月 把握予定	/			C	F↑一直
		達成度合い	/	(-:-)	(C: -150.0%)	(C: -175.0%)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値		0%	-	2%	4%	6%	8%	10%				
把握の方法	出典:肥料の品質の確保等に関する法律に基づく生産数量(1月～12月分)報告等(農林水産省消費・安全局集計) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃 算出方法:(当該年生産量-基準年生産量)/基準年生産量 ※令和5年度実績の把握は令和6年12月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												
測定指標	イ 飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン(注2)に基づく管理手法の導入に取り組む飼料製造工場の割合	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度	
		実績値	/	57%	65%	70%	71%	/			B	S↑一直
		達成度合い	/	(A: 100.0%)	(A: 98.5%)	(A: 93.3%)	(B: 84.5%)	(:)				
年度ごとの目標値		48%	57%	66%	75%	84%	93%	100%				
把握の方法	出典:農林水産省消費・安全局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:導入に着手している広域流通する配合飼料製造工場数/広域流通する配合飼料製造工場数											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考	年度ごとに目標値を設定することは適切ではないが、毎年度、一定の割合で増加すると想定し、年度毎の目標値を設定。											

目標②【達成すべき目標】											食品等事業者を対象にHACCP(注3)に沿った衛生管理の導入	
測定指標	ア JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度			
		実績値	/	-	-	2,275件	2,538件	/				
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(C:32.6%)	(C:30.9%)	(:)	/	C	S↑一差		
年度ごとの目標値			1,951件	-	-	2,945件	3,850件	4,725件	4,725件			
把握の方法		出典: 食品安全マネジメント協会HP 規格/適合組織数 作成時期: 調査年度の3月末日 算出方法: JFS-A,B,C規格の認証・適合証明を受けた件数の合計値										
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考												
施策(2)		食品表示情報の充実や適切な表示等を通じた食品に対する消費者の信頼の確保										
目標①【達成すべき目標】											食品表示の適正化	
測定指標	ア 生鮮食品の「原産地」の不適正表示率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
		実績値	/	0.2%	0.4%	0.3%	0.1%	/				
	達成度合い	/	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(:)	/	A	F=一直		
年度ごとの目標値			1.0%	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下	1.0%以下			
把握の方法		出典: 地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期: 調査年度の翌年度5月頃 算出方法: 不適正表示小売店等数/調査小売店等数										
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効): 当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある): 当該年度目標値を上回った場合										
備考												
測定指標	イ 加工食品の義務表示事項(品質に関するもの)の不適正表示率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度			
		実績値	/	1.2%	0.9%	1.3%	0.8%	/				
	達成度合い	/	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(:)	/	A	F↓一直		
年度ごとの目標値			1.8%	1.6%以下	1.4%以下	1.3%以下	1.2%以下	1.1%以下	1.0%以下			
把握の方法		出典: 地方農政局等が毎年度計画的に小売店等を巡回して食品表示の状況の確認等を行う調査(農林水産省消費・安全局) 作成時期: 調査年度の翌年度5月頃 算出方法: 不適正表示小売店等数/調査小売店等数										
達成度合いの判定方法		A(おおむね有効): 当該年度目標値以下の場合 C(有効性に問題がある): 当該年度目標値を上回った場合										
備考												

目標②【達成すべき目標】		生産者における基礎トレーサビリティの取組率及び流通加工業者における内部トレーサビリティの取組率を向上									
測定指標	ア 生産者における農畜水産物の出荷記録の保存(基礎トレーサビリティ)の取組率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		89%	85%	85%	-				
		達成度合い		(A: 114.1%)	(A: 107.6%)	(A: 96.6%)	(-:-)	(:)			
年度ごとの目標値		87%	78%	79%	88%	89%	90%	91%			
把握の方法	<p>出典:食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃 算出方法:農畜水産物の出荷記録を保存している数/生産者数 ※令和4年度に同調査が廃止されたことに伴い、令和5年度の食品トレーサビリティの取組率は委託事業により調査を行った。しかしながら、調査手法が異なり令和4年度までの実績値と連続した比較は困難であることから、令和5年度の実績値は記載できない。このため、今回は令和4年度の目標値及び実績値をもって評価を行う。</p>										
達成度合いの判定方法	<p>各年度の達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										
備考											
測定指標	イ 流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存(内部トレーサビリティ)の取組率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		45%	46%	54%	-				
		達成度合い		(A: 107.1%)	(A: 107.0%)	(A: 114.9%)	(-:-)	(:)			
年度ごとの目標値		46%	42%	43%	47%	48%	49%	50%			
把握の方法	<p>出典:食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃 算出方法:入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録を保存している数/流通加工業者数 ※なお、令和3年度の実績値には外食産業が対象に含まれていない値。 ※令和4年度に同調査が廃止されたことに伴い、令和5年度の食品トレーサビリティの取組率は委託事業により調査を行った。しかしながら、調査手法が異なり令和4年度までの実績値と連続した比較は困難であることから、令和5年度の実績値は記載できない。このため、今回は令和4年度の目標値及び実績値をもって評価を行う。</p>										
達成度合いの判定方法	<p>各年度の達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>										
備考											

	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない
目標達成度合いの測定結果	<p>(判断根拠) 測定指標数7個のうち、Aが4個、Bが1個、Cが2個となっており、「④進展が大きくない」と判定した。</p>	
評価結果	<p>測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】</p> <p>【(1)①ア】有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率 有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率については、令和4年度の実績値が-7%で、達成度合いが-175.0%で「C」となった。このことに関する要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 有機質肥料を含む普通肥料全体の生産量は、令和4年度に-5%と大きく減少した。これに加え、有機質肥料のうち、特に減少の大きかった「大豆油かす及びその粉末」「なたね油かす及びその粉末」については、 (1)原料の調達先を変更したところ、品質が低下し、肥料の基準を満たさなくなったことから肥料として販売できなくなったこと、 (2)海外から調達している粗原料(大豆、なたね)の輸入価格が高騰し、搾油者が生産量を調整したこと、 (3)飼料価格の高騰により、肥料よりも販売価格の高い飼料用に仕向けられたこと、等の理由により生産量が減少した。</p> <p>【参考1:普通肥料の生産量】 令和2年 7,190千トン → 令和4年 6,852千トン (-338千トン:-5%)</p> <p>【参考2:有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量】 大豆油かす及びその粉末の生産量:令和2年 194千トン → 令和4年 127千トン (-67千トン) なたね油かす及びその粉末の生産量:令和2年 206千トン → 令和4年 151千トン (-55千トン)</p> <p>【参考3:大豆及び菜種の輸入価格の動向】 大豆の輸入価格:令和2年 49千円/トン → 令和4年 97千円/トン 菜種の輸入価格:令和2年 48千円/トン → 令和4年 122千円/トン ※財務省統計「貿易統計」より、輸入額を輸入量で除して算出</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 有機物・副産物肥料を農家が安心して利用できる仕組みを構築するため、肥料生産業者等を対象とした説明会を開催し、令和元年の法改正による有機質資源の肥料利用に関する新たな規格等に関する周知を実施。 また、HPIに規格改正についてのページを開設し、改正内容について説明している。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ②のとおり規格改正について周知を行い、一部の有機質肥料の生産量は増加したものの、肥料全体の生産量が減少したことや、「大豆油かす及びその粉末」「なたね油かす及びその粉末」の生産量が諸情勢により減少したことが、達成度合いがCとなった要因と考える。</p> <p>【参考:令和4年度において生産量が増加した有機質肥料】 混合堆肥複合肥料:令和2年 9千トン → 令和4年 13千トン 特殊肥料等入り指定混合肥料(令和2年規格創設):令和4年 11千トン 土壌改良資材入り指定混合肥料():令和4年 3千トン</p> <p>【(1)②ア】JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数 JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数については、令和5年度の実績値が2,538件で、達成度合いが30.9%で「C」となった。このことに関する要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 基準年度である令和3年度6月1日には、改正食品衛生法が完全施行され、原則全ての食品製造事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組みなければならなくなり、加えて、農林水産物・食品の輸出拡大の動きを受け、食品事業者によるHACCPや食品安全の第三者認証、とりわけ日本発のJFS規格の活用が見込まれた。一方、新型コロナウイルス感染症の拡大や地域紛争等による価格相場の変動、円安の影響により、販路等の縮小対策・維持、原材料調達のコストや人件費の上昇等、経営環境が不安定となった。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 食品等事業者を対象にHACCPに沿った衛生管理の導入及び輸出の拡大等を目指す事業者の更なる衛生管理・品質管理の向上を達成するため、日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の普及支援として、中小事業者がJFS規格を導入する基盤づくりの人材育成研修や輸出先として有望な東・東南アジア地域を対象にしたJFS規格の認知度を向上させるための食品事業者に対するセミナー・商談会等の開催を支援した。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 JFS規格の認証・適合証明の取得は、事業者の経営判断で行われるものであるが、その必要性や有用性について認識できたとしても、事業者内において、必要となる人材の準備の他、必要に応じて施設の改修等も必要となり、先行投資的な性格を有するため、経営環境が不安定な状況にあっては、検討は行わないもの、実施には足踏み状態に陥っていることが考えられる。経営環境の好転が見込まれない間は、影響が継続する恐れも考えられる。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>【(1)①ア】有機物や副産物を原料とする普通肥料の生産量の増加率 ・ 諸情勢による生産量の減少については、当初想定されていないものであり、その影響が長期に及ぶかどうかは予見できない状況であることから、まずは、肥料生産業者に対して、有機質・副産物肥料の生産に関する規格改正について引き続き周知するとともに、原料変更等により規格に合致しなくなった場合には、その他の規格の活用等の柔軟な対応を促す。また、関係部局との連携により、下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料の生産を促進するとともに、国内未利用資源の肥料利用の可能性の検討を進める。</p> <p>【(1)②ア】JFS-A,B,C規格の認証・適合証明取得件数 ・ 測定指標については低調な結果となったものの、輸出拡大において、JFS規格の認証・適合証明取得の必要性、有用性の認識は依然として高いと考えられることから、引き続き状況を注視しつつ、必要に応じて測定指標の見直しの検討を行いたい。</p>	
学識経験を有する者の知見の活用		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	消費・安全局(大臣官房新事業・食品産業部、大臣官房) 【消費・安全局消費者行政・食育課／食品安全政策課／農産安全管理課／畜水産安全管理課、大臣官房新事業・食品産業部食品製造課(原材料調達・品質管理改善室／基準認証室)、大臣官房地方課災害総合対策室】	政策評価実施 時期	令和6年8月
-------	---	--------------	--------

(参考)

用語解説

注1	有機物・副産物肥料	家畜ふん堆肥など動植物質のものを原料とした肥料や産業副産物を原料とした肥料。
注2	GMP(ガイドライン)	飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインは、飼料の安全確保に関する国際的な考え方の変化を背景に、原料から最終製品までの全工程において実施する基本的な安全管理である適正製造規範(GMP: Good Manufacturing Practice)を事業者自らが導入するため指針として2015年4月に制定。
注3	HACCP	食品の製造工程毎に、あらかじめ危害を予測し(危害要因分析)、危害防止につながる特に重要な工程(重要管理点)を継続的に監視・記録するシステム。これまでの品質管理の手法である最終製品の抜取検査と比べて、より効果的に、安全性に問題のある製品の出荷を未然に防止することができる。

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑥)

政策分野名 【施策名】	担い手の育成・確保等と農業経営の安定化
政策の概要 【施策の概要】	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し、経営継承や新規就農、人材の育成・確保等、次世代型の農業支援サービスの定着、多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進、収入保険制度の着実な推進等
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(1)(2)(4) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1-5(1)⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) III 政策の展開方向3 ・第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定、令和5年12月26日一部変更閣議決定) ・農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画(令和4年6月7日閣議決定、令和5年6月16日改訂) ・経済財政運営と改革の基本方針(令和5年6月16日閣議決定) ・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)

施策(1)	認定農業者制度や法人化等を通じた経営発展の後押し																																														
目標①【達成すべき目標】	担い手(注)への重点的な支援の実施																																														
測定指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>基準値</th> <th colspan="6">実績値・達成度合い</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">達成</th> <th rowspan="2">指標一 計算分類</th> </tr> <tr> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>7年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 農業経営体のうち認定農業者の割合</td> <td></td> <td>21.7%</td> <td>22.1%</td> <td>22.8%</td> <td>23.7%</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">A</td> <td rowspan="2">S↑一直</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td></td> <td>(A: 102.8%)</td> <td>(A: 101.8%)</td> <td>(A: 102.2%)</td> <td>(A: 103.5%)</td> <td>(:)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>20.1%</td> <td>21.1%</td> <td>21.7%</td> <td>22.3%</td> <td>22.9%</td> <td>23.5%</td> <td>24.0%</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	ア 農業経営体のうち認定農業者の割合		21.7%	22.1%	22.8%	23.7%			A	S↑一直	達成度合い		(A: 102.8%)	(A: 101.8%)	(A: 102.2%)	(A: 103.5%)	(:)		年度ごとの目標値	20.1%	21.1%	21.7%	22.3%	22.9%	23.5%	24.0%		
	年度		基準値	実績値・達成度合い						目標値			達成	指標一 計算分類																																	
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度																																							
	ア 農業経営体のうち認定農業者の割合		21.7%	22.1%	22.8%	23.7%			A	S↑一直																																					
達成度合い		(A: 102.8%)	(A: 101.8%)	(A: 102.2%)	(A: 103.5%)	(:)																																									
年度ごとの目標値	20.1%	21.1%	21.7%	22.3%	22.9%	23.5%	24.0%																																								
把握の方法	出典:「農林業センサス」(農林水産省統計部)・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部)・「認定農業者の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「認定農業者数」が占める割合																																														
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																																														
備考																																															
目標②【達成すべき目標】	農業経営の法人化の加速化と経営基盤の強化																																														
測定指標	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th>基準値</th> <th colspan="6">実績値・達成度合い</th> <th>目標値</th> <th rowspan="2">達成</th> <th rowspan="2">指標一 計算分類</th> </tr> <tr> <th>25年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 農業法人経営体数</td> <td></td> <td>30,707 法人</td> <td>31,600 法人</td> <td>32,200 法人</td> <td>33,000 法人</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">B</td> <td rowspan="2">S↑一直</td> </tr> <tr> <td>達成度合い</td> <td></td> <td>(B:78.0%)</td> <td>(B:73.6%)</td> <td>(B:69.3%)</td> <td>(B:66.0%)</td> <td>(:)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度ごとの目標値</td> <td>14,600 法人</td> <td>39,380 法人</td> <td>42,920 法人</td> <td>46,460 法人</td> <td>50,000 法人</td> <td>-</td> <td>50,000 法人</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度	ア 農業法人経営体数		30,707 法人	31,600 法人	32,200 法人	33,000 法人			B	S↑一直	達成度合い		(B:78.0%)	(B:73.6%)	(B:69.3%)	(B:66.0%)	(:)		年度ごとの目標値	14,600 法人	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	-	50,000 法人		
	年度		基準値	実績値・達成度合い						目標値			達成	指標一 計算分類																																	
		25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度																																							
	ア 農業法人経営体数		30,707 法人	31,600 法人	32,200 法人	33,000 法人			B	S↑一直																																					
達成度合い		(B:78.0%)	(B:73.6%)	(B:69.3%)	(B:66.0%)	(:)																																									
年度ごとの目標値	14,600 法人	39,380 法人	42,920 法人	46,460 法人	50,000 法人	-	50,000 法人																																								
把握の方法	出典:「農林業センサス」・「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」(※) ※令和2年度以降の実績値は、一戸一人法人等を含む。																																														
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																																														
備考																																															

目標③【達成すべき目標】	青色申告の推進										
測定指標	ア 農業経営体のうち青色申告者の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	A	S↑一直
		実績値	/	44.0%	46.3%	49.3%	51.7%	/	/		
		達成度合い	/	(A: 103.5%)	(A: 100.7%)	(A: 99.6%)	(A: 97.5%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		39.0%	42.5%	46.0%	49.5%	53.0%	56.5%	60.0%			
把握の方法	<p>出典:「国税庁事務年報(個人・農業所得用)」、「国税庁会社標本調査」(国税庁)、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」(農林水産省統計部) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営体数」のうち、「農業所得者の青色申告者数」の占める割合</p> <p style="text-align: center;">〔 「農業所得者の青色申告者数」は、「国税庁事務年報」の「農業所得者」の「青色申告者数」の数値及び「農業構造動態調査」の「団体経営体数」のうち「法人経営体数」(※)に「国税庁会社標本調査」の「青白区分」の資本金階級5億円以下の単体法人の青色申告の割合をかけた数値により推計</p> <p>※令和元年度は、「農業構造動態調査」の「組織経営体数」のうち、「農産物の生産を行う法人組織経営体数」。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。 令和2年度は、「農林業センサス」の「農業経営体数」のうち、「法人経営体数」。</p>										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(2)	経営継承や新規就農、人材の育成・確保等										
目標①【達成すべき目標】	次世代の担い手への円滑な経営継承										
測定指標	ア 農業経営・就農支援センターにおける経営継承に関する相談件数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度	A	F↑一直
		実績値	/	-	901件	1,217件	1,201件	/	/		
		達成度合い	/	(- : -)	(- : -)	(A: 117.7%)	(A: 102.9%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		901件	-	-	1,034件	1,167件	1,300件	1,300件			
把握の方法	出典(算出方法):令和5年度農業経営・就農サポート推進事業「事業完了報告書」(農林水産省経営局)に添付する「経営相談カルテ」及び、「就農相談カルテ」の経営継承に係る相談件数 作成時期:各年度末時点の数値を当年度の実績として集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標②【達成すべき目標】		農業を支える人材の育成のための農業教育の充実									
測定指標	ア 農業高等学校卒業生の就農率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	53.5%	54.2%	53.9%				
	達成度合い		(-:-)	(-:-)	(A: 99.4%)	(A: 97.1%)	(:)		A	F↑一直	
年度ごとの目標値			53.5%	-	-	54.5%	55.5%	56.5%	57.5%		
把握の方法	出典:「全国農業高等学校等の概要」(全国農業高等学校協議会) 作成時期:各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:道府県立農業高等学校卒業生総数(養成課程)のうち、「農業従事者数」、「継続研修」及び「就職者(農業にも一部従事)」を合計した人数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標③【達成すべき目標】		青年層の新規就農と定着促進									
測定指標	ア 40代以下の農業従事者数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度		
		実績値		22.7万人	22.6万人	21.9万人	21.5万人				
	達成度合い		(B:60.9%)	(B:59.2%)	(B:56.0%)	(B:53.8%)	(:)		B	S↑一直	
年度ごとの目標値			31.1万人	37.3万人	38.2万人	39.1万人	40.0万人	-	40.0万人		
把握の方法	出典:「農林業センサス」、「農業構造動態調査」(組替集計)(農林水産省統計部) 作成時期:各年度2月1日時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:令和3年度以降は、「農業構造動態調査」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値 平成25年度及び令和2年度は、「農林業センサス」の「基幹的農業従事者数」及び「常雇い数」を合計した数値(※) ※平成25年度は、「2010年農林業センサス」の数値をベースに、機械的な方法((i)前年の49歳以下の農業従事者の数から、(ii)当年に50歳になる者の数を差し引いた後、(iii)当年の49歳以下の新規就農者の数を加える(農業に従事しなくなった者の数は考慮していない))により計算した数値。 その数値をもとに、各年度ごとの目標値を設定している。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標④【達成すべき目標】		女性が能力を発揮できる環境整備									
測定指標	ア 認定農業者に占める女性の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値		5.0%	5.1%	5.2%	5.3%				
		達成度合い		(A: 102.0%)	(A: 102.0%)	(A: 102.0%)	(A: 102.0%)	(:)			
年度ごとの目標値		4.8%	4.9%	5.0%	5.1%	5.2%	5.3%	5.5%			
把握の方法	出典:「農業経営改善計画の営農類型別等の認定状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:「農業経営改善計画認定数」のうち、女性の単独申請数及び夫婦による共同申請数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	イ 農業委員に占める女性の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		12.3%	12.4%	12.6%	14.0%				
		達成度合い		(B:72.4%)	(B:63.3%)	(B:56.8%)	(B:56.5%)	(:)			
年度ごとの目標値		11.8%	17.0%	19.6%	22.2%	24.8%	27.4%	30.0%			
把握の方法	出典:「農業委員への女性の参画状況」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度10月1日時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:農業委員の人数のうち、女性の人数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	ウ 農業協同組合の役員に占める女性の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値		8.4%	9.0%	9.3%	9.6%				
		達成度合い		(A: 93.3%)	(A: 90.0%)	(B: 84.5%)	(B: 80.0%)	(:)			
年度ごとの目標値		8.0%	9.0%	10.0%	11.0%	12.0%	13.0%	15.0%			
把握の方法	出典:「総合農協統計表」(農林水産省経営局) 作成時期:各農業協同組合の事業年度末時点の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:農業協同組合の役員数のうち、女性の人数の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(3)	次世代型の農業支援サービスの定着										
目標①【達成すべき目標】	次世代型の農業支援サービスの定着										
測定指標	ア 2025年までに農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用できている担い手の割合	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	4年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	-	-	64.0%		/		
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(-:-)	(A: 96.4%)	(:)	/	A	F↑一直	
年度ごとの目標値		59.6%	-	-	-	66.4%	73.2%	80%			
把握の方法	出典:「令和5年度農業支援サービスの利用に関する意識・意向調査」(農林水産省統計部) ※農業支援サービスとは、不特定の農業者等に対して対価を得てサービスを提供することをいい、ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等をいう。 作成時期:調査結果は調査年度の12月末頃に公表予定、成果目標(KPI)の進捗状況は毎年の食料・農業・農村白書にて公表予定 算出方法:農業支援サービスの利用を希望する農業の担い手のうち、実際に利用している担い手の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(4)	多様な人材が活躍できる農業の「働き方改革」の推進										
目標①【達成すべき目標】	誰もがやりがいがあり、働きやすい環境づくりの推進										
測定指標	ア 家族経営協定の締結数	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値	/	-	-	59,515 件	60,020 件		/		
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(A: 95.2%)	(A: 93.2%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		58,799 件	-	-	62,520 件	64,390 件	66,260 件	70,000 件			
把握の方法	出典:「家族経営協定に関する実態調査」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末の数値を翌年度の実績として集計 算出方法:家族経営協定締結農家数										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(5)	収入保険制度等の着実な推進										
目標①【達成すべき目標】	収入保険の普及促進・利用拡大										
測定指標	ア 収入保険の加入経営体数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	5.9万 経営体	7.9万 経営体	9.1万 経営体	9.7万 経営体		/	A	F↑一直
	達成度合い	/	(A: 107.3%)	(A: 111.3%)	(A: 91.0%)	(A: 100.0%)	(:)	/			
年度ごとの目標値			2.3万 経営体	5.5万 経営体	7.1万 経営体	10万 経営体	9.7万 経営体	10万 経営体	10万 経営体		
把握の方法	出典:農林水産省経営局調べ 作成時期:各年の1月から12月までに保険期間が始まる収入保険の加入経営体数を前年度の実績として集計(※) ※令和5年度の実績値9.7万経営体は令和6年6月までに加入申込みのあった経営体数であり、今後、令和6年7月から12月までの加入実績を加え、最終的に令和7年2月頃に確定。 算出方法:—										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		【判断根拠】 測定指標数12個のうち、Aが8個、Bが4個(うち、前年度の実績値を下回った指標1個)となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】	【(2)③ア】40代以下の農業従事者数 40代以下の農業従事者数については、令和5年度実績値が21.5万人、達成度合いが53.8%で「B」となり前年度の実績値(21.9万人)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 測定指標の基準年度である平成25年から令和5年は、全産業で見ても、40代以下の全産業就業者は約3,870万人から約3,770万人と減少している。加えて農業分野では、繁閑期を有し、天候の影響を受ける等、労働環境が特殊であること等から定着率が低いという傾向がある(35～44歳の転職経験なしの男性における正規雇用者の定着率は、全産業54.8%に比べ、農林漁業は38.2%(農林水産政策研究所「農業雇用労働力の実態とその動向」))。また、農業分野における基幹的農業従事者(全年齢)は、平成25年から令和5年の10年間で約58万人、7か月以上雇用されている者である常雇いが約4万人減少している。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 青年層の新規就農と定着促進を達成するため、平成20年度から農の雇用事業による農業法人等への雇用就農に対する支援、平成24年度から青年就農給付金による就農準備段階又は経営開始直後の青年就農者に対する資金支援に加え、農業大学校等の農業教育の充実に対する支援、無利子融資の就農支援資金等を実施した。令和4年からは新規就農施策を見直し、新規就農育成総合対策として、従前の資金面の支援に加え、新たに経営発展のための機械・施設等の導入を、親元就農も含めた青年就農者に支援するとともに、地域におけるサポート体制の充実についても支援を開始したところ。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 40代以下の農業従事者について、特に常雇いが平成27年～令和5年で約4割減少しているところであるが、これは常雇いを雇い入れている経営体が高齢化等により減少(H27:約5.4万経営体→R5:約3.6万経営体)していることから、そこで雇われている者が農業に従事しなくなったこと等により減少したものと考えられる。②の新規就農施策により40代以下の新規就農者は平成25年～令和4年で約19.7万人を確保しているものの、農業従事者の減少傾向がより強かったことが、達成度合いがBとなった要因と考える。	
次期目標等への反映の方向性	【(2)③ア】40代以下の農業従事者数 青年層の新規就農と定着促進を測定する指標については、今後策定される次期基本計画と併せ検討を行う。また、事業内容については、令和5年度補正予算から労働環境の改善に関する施策を措置しており、従来から実施している新規就農者育成総合対策等と併せ、引き続き将来の担い手の確保に向けた取組を推進する。		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	経営局(大臣官房) 【大臣官房政策課、経営局経営政策課/就農・女性課/保険課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

(参考)

用語解説

注	担い手	<p>担い手の範囲は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">○認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から農業経営改善計画の認定を受けた経営体(個人・法人)○認定新規就農者 新たに農業経営を営もうとする青年等で農業経営基盤強化促進法に基づき市町村から青年等就農計画の認定を受けた経営体(個人・法人)○基本構想水準到達者 以下のいずれかに該当する経営体(個人・法人)<ul style="list-style-type: none">① 年間農業所得、営農類型、経営規模等から判断して市町村が農業経営基盤強化促進法に基づき定めた基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に到達しているとみなせる者② 農業経営改善計画の周期を迎えた認定農業者のうち、再認定を受けなかったものの、従前の経営面積を維持又は拡大している者○集落営農経営 以下のいずれかに該当する任意組織<ul style="list-style-type: none">① 特定農業団体 農業経営基盤強化促進法に基づき地域の農地の3分の2以上を農作業受託により集積する相手方として、地域の地権者の合意を得た任意組織② 集落営農組織 複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織
---	-----	---

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑦)

政策分野名 【施策名】	農地集積・集約化と農地の確保
政策の概要 【施策の概要】	担い手への農地集積・集約化の加速化、荒廃農地(注1)の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(3) ・日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)第1 5 (1) ⑤ ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂、農林水産業・地域の活力創造本部決定) III 政策の展開方向 ・土地改良長期計画(注2)(令和3年3月23日閣議決定) 第4 2 (1) 政策目標1 担い手への農地の集積・集約化、スマート農業の推進による生産コスト削減を通じた農業競争力の強化

施策(1)	担い手への農地集積・集約化の加速化										
目標①【達成すべき目標】	担い手への農地の集積・集約化										
測定指標	ア 担い手が利用する農地面積の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度		
		実績値		58.0%	58.9%	59.5%	60.4%				
	達成度合い		(B:82.2%)	(B:79.9%)	(B:77.4%)	(B:75.5%)	(:)		B	S↑一直	
年度ごとの目標値		48.7%	70.6%	73.7%	76.9%	80.0%	-	80.0%			
把握の方法	出典:「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)・「担い手への農地集積面積」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:「耕地面積」のうち、「担い手への農地集積面積」の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(2)	荒廃農地の発生防止・解消、農地転用許可制度等の適切な運用										
目標①【達成すべき目標】	荒廃農地の発生防止・解消										
測定指標	ア 荒廃農地の再生利用面積		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値		5.4 千ha/年	8.2 千ha/年	7.0 千ha/年	暫定値 令和6年 11月 把握予定				
	達成度合い		(A: 122.7%)	(A': 186.4%)	(A': 159.1%)	(:)	(:)		A'	F=一直	
年度ごとの目標値		0 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	4.4 千ha/年	48千ha			
把握の方法	出典:「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(農林水産省農村振興局)、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」(農林水産省経営局、農林水産省農村振興局) 作成時期:調査年度の翌年度12月頃(暫定値は調査年度翌年11月頃把握予定) 算出方法:各都道府県から前年度の荒廃農地の再生利用面積の実績値について報告を受け集計 ※令和5年度実績の把握は令和6年11月頃となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標②【達成すべき目標】	優良農地(注3)の確保と有効利用											
測定指標	ア 農用地区域(注4)内農地面積		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	元年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年			
		実績値	/	399.6 万ha	399.0 万ha	397.8 万ha	暫定値 令和6年 7月下旬 把握予定		/		-	S↓－直
		達成度合い	/	(A: 99.9%)	(A: 99.8%)	(A: 99.6%)	(:)	(:)	/		-	S↓－直
	年度ごとの目標値		400.2 万ha	399.9 万ha	399.6 万ha	399.3 万ha	399.0 万ha	398.7 万ha	397 万ha			
把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年の翌年12月頃(暫定値は調査年翌年7月頃把握予定) 算出方法：各都道府県から農用地区域内の農地面積について報告を受け集計(調査期間は毎年1月1日から12月31日まで)											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考												

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		【判断根拠】 測定指標数3個のうち、2個の測定指標が確定している。そのうち、A'が1個、Bが1個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】	【(2)①ア】荒廃農地の再生利用面積 荒廃農地の再生利用面積については、直近のデータである令和4年度の実績値が7.0千haで、達成度合いが159.1%で「A'」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 測定指標の基準年度である令和2年度から令和4年度においては、荒廃農地の面積はおおむね横ばい傾向で推移している。令和3年1月に実施した調査によると、荒廃農地の発生原因について、傾斜地や未整備地等の生産条件の不利益な地域において、農業者の高齢化や労働力不足等を背景に、農業機械の更新等を契機として、離農を選択している状況がうかがわれ、さらに、離農後の農地についても、条件が悪いこと等を理由に引き受け手が見つからず、荒廃農地の発生につながっているケースが多いことがうかがわれる。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 荒廃農地の発生防止・解消を達成するため、市町村・農業委員会の働き掛け、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動、農地中間管理事業による集積・集約化の促進、最適土地利用対策による地域の話合いを通じた荒廃農地の有効活用や低コストな肥培管理による農地利用(粗放的な利用)、基盤整備の活用等による荒廃農地の発生防止・解消に努めた。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ①の動向と②の取組を比較すると、生産条件不利地における農業者の高齢化等による離農及び離農後の引き受け手の不在といった状況が荒廃農地の発生につながっているケースが多い一方、市町村・農業委員会の働き掛けや多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域・集落の共同活動、農地中間管理事業による農地の集積・集約化、最適土地利用対策による地域の話合いを通じた粗放的利用、基盤整備の活用等の取組を行っており、それぞれの効果が出たことにより、耕作の再開、保全管理の取組、農地中間管理機構の活用等が着実に進み、結果として再生面積が増えたことが、達成度合いがA'となった要因の一つと考える。	
次期目標等への反映の方向性	【(2)①ア】荒廃農地の再生利用面積 「農用地等の確保等に関する基本指針(令和2年12月変更)」において、令和2年から令和12年までの11年間に計4.8万haを再生する目標が掲げられており、これを踏まえ、毎年同程度の荒廃農地が再生(年4.4千ha)されるものとして、毎年の目標値を設定している。 令和2年から4年までの荒廃農地の再生利用面積の推移をみると年毎に増減があるため、令和4年の実績値が目標値を上回ったとしても、来年以降の実績も同様になると予測することはできないため、各年の目標値について、現時点での変更は要しないものと考えており、引き続き現状の取組を実施していく。		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	経営局(農村振興局) 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	---	----------	--------

(参考)

用語解説

注1	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注3	優良農地	集团的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注4	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑧)

政策分野名 【施策名】	農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備
政策の概要 【施策の概要】	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備、農業水利施設の戦略的な安全管理、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策等
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(5) ・新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)第3章 7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果(4)観光立国・地域活性化戦略 ・我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画(平成23年10月25日) III 戦略6 (1)地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し ・土地改良長期計画(注1)(令和3年3月23日閣議決定)第4 2 (3) 政策目標4 <ul style="list-style-type: none"> 施策7 防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事の集中的かつ計画的な推進 施策8 農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムへの洪水調節機能強化、水田の活用(田んぼダム)による流域治水の推進 ・国土強靱化基本計画(注2)(令和5年7月28日閣議決定)第3章 2 (9)農林水産 ・社会資本整備重点計画(注3)(令和3年5月28日閣議決定) ・農業・農村の復興マスタープラン(注4)(平成29年6月13日)

施策(1)	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備										
目標①【達成すべき目標】	農地の大区画化、高収益作物の導入										
測定指標	ア 水田の大区画化の整備面積(0.5ha以上)		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	0.65万ha	令和6年度末把握予定	令和7年度末把握予定				
	達成度合い		(- : -)	(A: 92.9%)	(:)	(:)	(:)		A	S↑-直	
	年度ごとの目標値	0万ha	-	0.7万ha	1.4万ha	2.2万ha	3.0万ha	3.8万ha			
把握の方法	出典: 農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 翌々年度末 算出方法: 対象地域への聞き取りにより算出 ※令和5年度実績の把握は令和7年度末となるため、把握実績のうち直近である令和3年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満										
備考											
測定指標	イ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が2割以上増加している地区の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	41%	59%	59%				
	達成度合い		(- : -)	(B: 51.3%)	(B: 73.8%)	(B: 73.8%)	(:)		B	F=直	
	年度ごとの目標値	0%	-	80%	80%	80%	80%	80%			
把握の方法	出典: 農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 毎年度末 算出方法: 対象地域への聞き取りにより算出										
達成度合いの判定方法	達成度合(%) = 当該年度実績値 / 当該年度目標値 × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満										
備考											

施策(2)	農業水利施設の戦略的な保全管理										
目標①【達成すべき目標】	農業水利施設の機能を安定的に発揮										
測定指標	ア 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における補修・更新等の対策着手の割合	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	20%	46%	令和6年 8月中旬 把握予定	/			
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 100.0%)	(A: 115.0%)	(:)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		0%	-	20%	40%	60%	80%	100%			
把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:毎年度8月中旬 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月中旬となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(3)	農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策										
目標①【達成すべき目標】	国土強靱化計画を踏まえた農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等の推進										
測定指標	ア ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	約5.8 万ha	約10.0 万ha	約15.9 万ha	/			
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 138.1%)	(A: 119.0%)	(A: 126.2%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		0万ha	-	約4.2 万ha	約8.4 万ha	約12.6 万ha	約16.8 万ha	約21 万ha			
把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	イ 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	86%	87%	87%	/			
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 98.9%)	(A: 100.0%)	(A: 100.0%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		84%	-	87%	87%	87%	87%	87%			
把握の方法	出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、予防保全に向けた海岸堤防等の修繕が完了している延長を集計し把握										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	社会資本整備重点計画において、「予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率」を指標として令和7年度までに87%と設定しているが、年度ごとの目標値は定めていないことから、各年度の目標値として便宜的に目標年度の目標値を記載している。										

測定指標	ウ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度
		実績値		-	59%	65%	65%				
達成度合い		(-:-)	(A: 100.0%)	(A: 110.2%)	(A: 110.2%)	(:)					
年度ごとの目標値		56%	-	59%	59%	59%	59%	59%			
把握の方法	出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、L1地震動に対する耐震性の確保が完了している延長を集計し把握										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	社会資本整備重点計画において、「南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」を指標として令和7年度までに59%と設定しているが、年度ごとの目標値は定めていないことから、各年度の目標値として便宜的に目標年度の目標値を記載している。										
測定指標	エ 海岸堤防等の整備率	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度
		実績値		-	55%	58%	60%				
達成度合い		(-:-)	(B: 85.9%)	(A: 90.6%)	(A: 93.8%)	(:)					
年度ごとの目標値		53%	-	64%	64%	64%	64%	64%			
把握の方法	出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高までの整備が完了している延長を集計し把握										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	社会資本整備重点計画において、「海岸堤防等の整備率」を指標として令和7年度までに64%と設定しているが、年度ごとの目標値は定めていないことから、各年度の目標値として便宜的に目標年度の目標値を記載している。										
測定指標	オ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度
		実績値		-	80%	84%	85%				
達成度合い		(-:-)	(A: 94.1%)	(A: 98.8%)	(A: 100.0%)	(:)					
年度ごとの目標値		77%	-	85%	85%	85%	85%	85%			
把握の方法	出典:社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査(農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査) 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等といった安全な閉鎖体制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/令和7年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	社会資本整備重点計画において、「南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として令和7年度までに85%と設定しているが、年度ごとの目標値は定めていないことから、各年度の目標値として便宜的に目標年度の目標値を記載している。										

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標数8個のうち、Aが7個、Bが1個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】		
	次期目標等への反映の方向性		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	-
-------------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--------------------------------	----------	--------

(参考)

用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を1期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を1期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を1期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑨)

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化
政策の概要 【施策の概要】	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化、米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物への転換、農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)(第3の2(6))

施策(1)	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化										
目標①【達成すべき目標】	牛肉・牛乳製品など畜産物の国内需要の増加への対応、国産畜産物の生産・流通の円滑化										
測定指標	ア 生乳の生産量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値	/	743 万トン	765 万トン	753 万トン	732 万トン (速報値)	/			
	達成度合い	/	(A': 166.7%)	(A': 284.6%)	(A: 147.1%)	(C: 18.2%)	(:)	/	C	F↑一差	
	年度ごとの目標値		728 万トン	737 万トン	741 万トン	745 万トン	750 万トン	754 万トン	780 万トン		
把握の方法	出典:「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃(速報値)、翌々年度4月頃(確報値) 算出方法:上記統計の生乳生産量(全国)から記載										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。										
測定指標	イ 牛肉の生産量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値	/	34万トン	34万トン	35万トン	35万トン (速報値)	/			
	達成度合い	/	(A: 100.0%)	(B: 50.0%)	(A: 100.0%)	(B: 66.7%)	(:)	/	B	F↑一差	
	年度ごとの目標値		33万トン	34万トン	35万トン	35万トン	36万トン	37万トン	40万トン		
把握の方法	出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃(速報値)、7月頃(確報値) 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。										

測定指標	ウ 豚肉の生産量	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			12年度	
		実績値		92万トン	92万トン	90万トン	91万トン (速報値)					
		達成度合い		(A': -)	(A': 200.0%)	(C: -)	(A: 100.0%)	(:)		A	F↑一差	
		年度ごとの目標値		90万トン	90万トン	91万トン	91万トン	91万トン	91万トン	92万トン		
把握の方法	出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃(速報値)、7月頃(確報値) 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 ※達成度合は、当該年度実績値及び基準値について、小数点第1位の値(小数点第2位を四捨五入)を用いて算出											
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。											
測定指標	エ 鶏肉の生産量	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			12年度	
		実績値		165万トン	169万トン	168万トン	170万トン (速報値)					
		達成度合い		(A': 250.0%)	(A': 300.0%)	(A': 200.0%)	(A': 200.0%)	(:)		A'	F↑一差	
		年度ごとの目標値		160万トン	162万トン	163万トン	164万トン	165万トン	166万トン	170万トン		
把握の方法	出典:「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)(独立行政法人農畜産業振興機構) 作成時期:調査年度の翌年度5月頃(速報値)、7月頃(確報値) 算出方法:上記調査の鶏肉需給の推移から記載											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。											
測定指標	オ 鶏卵価格の安定化	基準値		実績値・達成度合い				目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	16-21年度の変動幅を基に算出	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			毎年度	
		実績値		±13.7%	±15.1%	±19.2%	±22.1%					
		達成度合い		(A: ±25%以内)	(A: ±25%以内)	(A: ±25%以内)	(A: ±25%以内)	(:)		A	O一他	
		年度ごとの目標値		±27.5%	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内	±25%以内		
把握の方法	出典:JA全農調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:「たまご東京M相場」(卸売価格(月ごと))の標準偏差÷年度平均価格×100(%)											
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):±25%以内、B(有効性の向上が必要である):±25%超±27.5%以下、C(有効性に問題がある):±27.5%超											
備考												

目標②【達成すべき目標】		国産飼料の生産・利用を推進										
測定指標	ア 飼料作物の生産量		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度			
		実績値	/	332万 TDNトン	332万 TDNトン	344万 TDNトン	336万 TDNトン		/			
	達成度合い	/	(B: 87.8%)	(B: 84.7%)	(B: 84.7%)	(B: 80.0%)	(:)	/	B	F↑一直		
年度ごとの目標値			350万 TDNトン	378万 TDNトン	392万 TDNトン	406万 TDNトン	420万 TDNトン	435万 TDNトン	519万 TDNトン			
把握の方法	出典：作物統計、農林水産省畜産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度5月頃(速報値)、9月頃(確報値) 算出方法：作物統計の作付面積と単収等より算出											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満											
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。											
施策(2)		新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化										
目標①【達成すべき目標】		加工・業務用野菜の生産体制の強化、豊作時の価格低落や不作時の価格高騰の防止・緩和										
測定指標	ア 指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務用野菜の出荷量		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	29年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度			
		実績値	/	106 万トン	102 万トン	100 万トン	102 万トン		/			
	達成度合い	/	(A': 160.0%)	(C: 44.4%)	(C: 14.3%)	(C: 21.1%)	(:)	/	C	F↑一差		
年度ごとの目標値			98 万トン	103 万トン	107 万トン	112 万トン	117 万トン	122 万トン	145 万トン			
把握の方法	出典：「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) 作成時期：調査年度の翌年度12月末頃 算出方法：上記統計の品目毎の用途別出荷量から加工向、業務用向を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を把握し記入。											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満											
備考												
測定指標	イ 野菜の取引価格の安定化		基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年			
		実績値	/	60%	54%	67%	75%		/			
	達成度合い	/	(A: 95.2%)	(B: 84.4%)	(A: 103.1%)	(A: 113.6%)	(:)	/	A	F↑一直		
年度ごとの目標値			56%	63%	64%	65%	66%	67%	68%			
把握の方法	出典：農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」 作成時期：調査年の翌年1月頃 算出方法：指定野菜14品目の旬別市場価格が概ね平年並みである平年比±20%以内の変動幅に収まる期間の割合											
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満											
備考												

目標②【達成すべき目標】 省力樹形や優良品目・品種の導入推進等を通じた、産地の生産基盤の強化による果実の生産量の拡大											
測定指標	ア 果実の生産量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値		267 万トン	259 万トン	265 万トン	令和6年 8月上旬 把握予定				
	達成度合い		(A: 93.0%)	(B: 89.6%)	(A: 91.1%)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値			283 万トン	287 万トン	289 万トン	291 万トン	293 万トン	295 万トン	308 万トン	-	F↑一直
把握の方法		出典:「食料需給表」(農林水産省) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:食料需給表の国内生産量の果実の項目から記載									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。									
目標③【達成すべき目標】 花きの国内需要への安定供給及び国内シェアの回復											
測定指標	ア 花きの産出額		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	29年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年		
		実績値		3,563 億円	3,484 億円	3,296 億円	3,519 億円				
	達成度合い		(A: 99.1%)	(B: 67.2%)	(B: 50.0%)	(B: 70.5%)	(:)				
年度ごとの目標値			3,687 億円	3,567 億円	3,745 億円	3,829 億円	3,913 億円	3,997 億円	4,500 億円	B	F↑一他
把握の方法		出典:「生産農業所得統計」(農林水産省統計部)及び「花木等生産状況調査」(花きの産出額)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年の翌々年8月頃 算出方法:生産農業所得統計のうち年次別農業総産出額の切り花類、鉢物類、花き苗類、球根類の産出額と花木等生産状況調査の花木類、芝、地被植物類の出荷額を合算し算出 ※ 年ごとの実績値と目標値は、前々年の値。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=[当該年実績値-{基準値-(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]/[当該年目標値-{基準値-(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		目標年度及び目標値は花きの振興に関する法律に基づく基本方針に定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、2年度は直近年度(平成30年度)の水準、3年度は2年度の補正事業の効果等により5%増を見込むとともに、4年度以降は目標値を直線で結んだ目安値を便宜的に記載。									

目標④【達成すべき目標】		茶の更なる輸出拡大、薬用作物の産地の育成									
測定指標	ア 茶の輸出額		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年		
		実績値		162億円	204億円	219億円	292億円				
		達成度合い		(B: 52.9%)	(A: 121.4%)	(A: 98.5%)	(A: 143.3%)	(:)			
年度ごとの目標値		153億円	170億円	195億円	220億円	250億円	280億円	312億円			
把握の方法	出典:「貿易統計」(緑茶)(HSコード:090210100、090210900、090220100及び090220900)(財務省) 作成時期:調査年の翌年2月頃 算出方法:上記統計のHSコードの輸出額(年内累計金額)を合算し算出										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年実績値－基準値)/(当該年目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
測定指標	イ 薬用作物の栽培面積		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標－ 計算分類
		年度	30年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年		
		実績値		523ha	494ha	508ha	494ha				
		達成度合い		(C: -117.4%)	(C: -164.7%)	(C: -91.3%)	(C: -98.2%)	(:)			
年度ごとの目標値		550ha	573ha	584ha	596ha	607ha	618ha	630ha			
把握の方法	出典:「地域特産作物(工芸作物、薬用作物及び和紙原料等)に関する資料」(公益財団法人日本特産農産物協会) 作成時期:調査年の翌々年3月頃 算定方法:上記資料から薬用作物の品目を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年の値。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年実績値－基準値)/(当該年目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(3)	米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換										
目標①【達成すべき目標】	米の1人当たり消費量の減少傾向への歯止め、事前契約										
測定指標	ア 1人あたり米の消費量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値	/	50.8 kg/人/年	51.4 kg/人/年	50.9 kg/人/年	令和6年 8月上旬 把握予定		/		
	達成度合い	/	(C:△4.5 ポイント)	(A:+1.2 ポイント)	(B:△1.0 ポイント)	(:)	(:)	/	-	F↓一他	
年度ごとの目標値			53.6 kg/人/年	52.5 kg/人/年	52.0 kg/人/年	51.7 kg/人/年	51.3 kg/人/年	51.0 kg/人/年	50.0 kg/人/年		
把握の方法	出典:食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握 作成時期:調査年度の翌年度8月頃(調査年度とは調査の対象となる年度を示す) 算出方法:食料需給表の米の1人あたり供給純食料、年間1人あたり数量から記載										
達成度合いの判定方法	※達成度合(%)=(当該年度実績値-当該年度の前年度実績値)/当該年度の前年度実績値×100 A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満										
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が減少するとして目安値を便宜的に記載している。										
測定指標	イ 米の播種前契約(注)の比率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度 (3年産)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (8年産)		
		実績値	/	-	-	-	令和6年 7月上旬 把握予定		/		
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(-:-)	(:)	(:)	/	-	F↑一直	
年度ごとの目標値			28%	-	-	-	35%	43%	50%		
把握の方法	出典:米穀の取引に関する報告徴収(農産局農産政策部企画課)により把握 作成時期:調査年度の翌年度の7月頃 算出方法:年間取扱数量500トン以上の集出荷業者における、仕入計画数量に対する播種前契約数量から算出										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値の欄は、令和5年度(令和6年産)から毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。										
測定指標	ウ 米の実需と結びついた播種前契約の比率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度 (3年産)	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度 (8年産)		
		実績値	/	-	-	-	令和6年 7月上旬 把握予定		/		
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(-:-)	(:)	(:)	/	-	F↑一直	
年度ごとの目標値			5%	-	-	-	7%	8%	10%		
把握の方法	出典:米穀の取引に関する報告徴収(農産局農産政策部企画課)により把握 作成時期:調査年度の翌年度の7月頃 算出方法:年間取扱数量500トン以上の集出荷業者における、仕入計画数量に対する実需と結びついた播種前契約数量から算出										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値の欄は、令和5年度(令和6年産)から毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。										

目標②【達成すべき目標】		実需者の求める量に着実に応える																
測定指標	ア 小麦の生産量	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類							
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度									
		実績値		949,300 トン	1,097,000 トン	993,500 トン	1,094,000 トン						達成度合い	(A': 407.4%)	(A': 482.0%)	(A': 245.2%)	(A': 278.3%)	(:)
達成度合い									年度ごとの目標値	764,900 トン	810,167 トン	833,795 トン	858,113 トン	883,139 トン	908,896 トン	1,080,000 トン		
把握の方法	出典:「作物統計」(麦類(子実用)の収穫量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法:麦類(子実用)の収穫量から記載																	
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																	
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。																	
測定指標	イ 大豆の生産量	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類							
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度									
		実績値		218,900 トン	246,500 トン	242,800 トン	260,800 トン						達成度合い	(C: 43.6%)	(A: 131.9%)	(B: 86.8%)	(A: 106.9%)	(:)
達成度合い									年度ごとの目標値	211,300 トン	228,733 トン	237,982 トン	247,605 トン	257,617 トン	268,034 トン	340,000 トン		
把握の方法	出典:「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法:豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量から記載																	
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																	
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。																	
目標③【達成すべき目標】		実需者の求める安定的な供給																
測定指標	ア 飼料用米・米粉用米の生産量	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類							
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度									
		実績値		413,893 トン (飼料用 米: 380,502 トン、 米粉用 米: 33,391 トン)	704,339 トン (飼料用 米: 662,724 トン、 米粉用 米: 41,615 トン)	849,293 トン (飼料用 米: 803,390 トン、 米粉用 米: 45,903 トン)	785,191 トン (飼料用 米: 744,893 トン、 米粉用 米: 40,298 トン)						達成度合い	(C: -72.7%)	(A': 301.5%)	(A': 355.4%)	(A': 236.1%)	(:)
達成度合い									年度ごとの目標値	454,216 トン (飼料用 米: 426,521 トン、 米粉用 米: 27,695 トン)	509,683 トン (飼料用 米: 472,101 トン、 米粉用 米: 37,582 トン)	537,188 トン (飼料用 米: 494,891 トン、 米粉用 米: 42,297 トン)	565,389 トン (飼料用 米: 517,681 トン、 米粉用 米: 47,708 トン)	594,386 トン (飼料用 米: 540,471 トン、 米粉用 米: 53,915 トン)	624,298 トン (飼料用 米: 563,261 トン、 米粉用 米: 61,037 トン)	830,000 トン (飼料用 米: 700,000 トン、 米粉用 米: 130,000 トン)		
把握の方法	出典:「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告(農林水産省農産局企画課調べ) 作成時期:調査年度の翌年度7月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法:「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告の飼料用米及び米粉用米の生産量から記載																	
達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満																	
備考	目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。																	

目標④【達成すべき目標】 効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立											
測定指標	ア 米の年月旬表示切替率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		-	-	93%	88%				
	達成度合い		(-:-)	(-:-)	(A': 155.0%)	(A: 125.7%)	(:)		A	S↑一直	
年度ごとの目標値			0%	-	-	60%	70%	80%	80%		
把握の方法		出典：農林水産省農産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：米卸売事業者における商品アイテム数及び旬表示切替商品アイテム数から算出									
達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年の実績値 / 当該年の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		年度ごとの目標欄は、毎年度一定割合で増加するとして目安値を便宜的に記載している。									
測定指標	イ 推奨規格フレコンの普及率		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		-	-	60%	令和7年 1月末 把握予定				
	達成度合い		(-:-)	(-:-)	(A: 93.8%)	(:)	(:)		A	S↑一直	
年度ごとの目標値			57% (速報値)	-	-	64%	72%	80%	80%		
把握の方法		出典：米の農産物検査結果(農林水産省農産局調べ) 作成時期：当該年度の翌々年1月末頃 算出方法：農産物検査における水稲うるち玄米の包装別数量(ばら及びフレコンにおける推奨規格フレコン)から算出 ※令和5年度実績の把握は令和7年1月末となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%) = 当該年の実績値 / 当該年の目標値 × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		なお、年度ごとの目標欄は、毎年度一定割合で増加するとして目安値を便宜的に記載している。									
施策(4)		農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開									
目標①【達成すべき目標】 令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAP(農業生産工程管理)の実施											
測定指標	ア 国際水準GAPを実施する農業者数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値		17,388 経営体	24,653 経営体	33,556 経営体	令和6年 7月上旬 把握予定				
	達成度合い		(B: 79.0%)	(B: 56.0%)	(B: 50.8%)	(:)	(:)		-	S↑一差	
年度ごとの目標値			0 経営体	22,000 経営体	44,000 経営体	66,000 経営体	88,000 経営体	110,000 経営体	240,000 経営体		
把握の方法		出典：農林水産省農産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者数を集計									
達成度合いの判定方法		達成度合(%) = (当該年度実績値 - 基準値) / (当該年度目標値 - 基準値) × 100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に「ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施」と定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。なお、年度ごとの目標値の欄は、基準値と直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に記載。									

目標②【達成すべき目標】		農作業事故の防止対策を効果的に推進									
測定指標	ア 農作業事故による死亡者数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	29年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	4年度		
		実績値	/	270人	242人	238人	令和7年 3月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(B: 66.7%)	(B: 72.9%)	(B: 55.5%)	(:)	(:)	/	B	F ↓ -差	
年度ごとの目標値		304人	253人	219人	185人	-	-	185人			
把握の方法		出展:「人口動態調査」(死亡票の集計)(厚生労働省) 作成時期:調査年の翌年度3月頃 算出方法:農林水産省が人口動態調査の死亡票及び死亡個票(電子データ)から取りまとめ。 ※令和5年度の実績の把握は令和7年3月下旬となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											
施策(5)		良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物の生産・流通・加工の合理化									
目標①【達成すべき目標】		良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化									
測定指標	ア 担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	26年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	個別経営: 6,367 円/60kg 組織法人 経営: 6,693 円/60kg	個別経営: 6,463 円/60kg 組織法人 経営: 6,672 円/60kg	個別経営: 6,160 円/60kg 組織法人 経営: 6,491 円/60kg	個別経営: 6,157 円/60kg 組織法人 経営: 6,714 円/60kg	/	/		
	達成度合い	/	(C: 21.1%) (C: -33.0%)	(C: 4.7%) (C: -25.3%)	(C: 41.0%) (C: 0.0%)	(C: 36.8%) (C: -24.3%)	(:) (:)	/	C	F ↓ -差	
年度ごとの目標値		6,497円/ 60kg(個別 経営) 6,491円/ 60kg(組織 法人経営)	個別経営: 5,881 円/60kg 組織法人 経営: 5,878 円/60kg	個別経営: 5,778 円/60kg 組織法人 経営: 5,776 円/60kg	個別経営: 5,675 円/60kg 組織法人 経営: 5,674 円/60kg	個別経営: 5,573 円/60kg 組織法人 経営: 5,572 円/60kg	個別経営: 5,470 円/60kg 組織法人 経営: 5,470 円/60kg	個別経営: 5,470 円/60kg 組織法人 経営: 5,470 円/60kg			
把握の方法		出典:「農業経営統計調査 農産物生産費統計(組替集計)」(農林水産省大臣官房統計部) 作成時期:調査年の翌年度5月頃 算出方法:上記調査のうち、米生産費(60kg当りの物財費のうち、農機具費、肥料費、農業薬剤費及び労働費を集計し算出 ※生産資材費と労働費は、翌々年の春頃(通常5月迄)に調査結果が取りまとまることから、前年度の生産資材費と労働費を当年度の実績値として取り扱っている。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考		目標年度及び目標値は日本再興戦略で定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、年度ごとの目標欄は、毎年度一定に減少するとした目安値を便宜的に記載している。									

<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分)</p>	<p>③相当程度進展あり</p>
	<p>【判断根拠】 測定指数数23個のうち、18個の測定指標が確定している。そのうち、A'が3個、Aが7個、Bが4個(うち、前年度の実績値を下回った指標1個)、Cが4個となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。</p>	
<p>測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】</p>	<p>【(1)①ア】生乳の生産量 生乳の生産量については、令和5年度の実績値が732万トンで、達成度合いが18.2%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 目標値は、毎年着実に需要が増加することが前提。しかしながら、新型コロナウイルスを機に生乳の需要が減少し、令和2年度以降、乳製品の在庫が急増。生産者と乳業が協調して在庫の低減に取り組むとともに、需要に応じた生産のために生産抑制を実施。この結果、令和3年度の765万トンピークに需要に合わせるべく生産が減少。ただし、令和5年度時点でも30万トン(生乳換算量)程脱脂粉乳在庫が余剰となっている状況。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 搾乳ロボット等の導入による省力化や酪農ヘルパー等の外部支援組織の利用拡大による労働負担の軽減。 ①の動向を受け、これまで生乳生産基盤強化のために措置していた、畜産クラスター事業による酪農経営の収益強化や性別別技術の活用による乳用後継牛の効率的な確保、都府県における乳用牛増頭への取組への支援を停止している。近年では、乳製品の過剰在庫を低減する業界の取組や生産者団体による生産抑制の取組を国も支援。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ①のとおり、外部環境の変化により需要が伸びず、目標の前提を失ったことが、達成度合いがCとなった要因と考える。</p>	
	<p>【(1)①エ】鶏肉の生産量 鶏肉の生産量については、令和5年度の実績値が170万トンで、達成度合いが200%で「A'」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 鶏肉の生産量は、消費者の健康志向の高まりや根強い国産志向による堅調な需要を背景に、概ね前年を上回って推移している。また、鶏肉の消費量は、特にむね肉を使った商品開発が進んだこと等から、平成26年以降、概ね前年を上回って推移しており、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響による「巣ごもり需要」の高まりから、もも肉、むね肉ともに堅調な需要に支えられ、令和4年以降は、外食需要の回復傾向等から、増加傾向で推移した。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 国産農畜産物の生産・流通の円滑化のため、強い農業づくり交付金の仕組みを活用して、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設等の整備等、生産基盤の強化を図った。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 消費者の堅調な需要に支えられ、鶏肉生産量の増加に繋がったと考えられる。</p>	
	<p>【(1)②ア】飼料作物の生産量 飼料作物の生産量については、令和5年度の実績値が336万TDNトンで、達成度合いが80%で「B」となり、前年度の実績値(344万TDNトン)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 我が国の令和4年度の粗飼料自給率は78%となっている。飼料作物の生産量は平成2年度をピークに、その後は減少傾向で推移していたが、近年は稲発酵粗飼料の作付拡大により直近5年間では増加傾向で推移。一方で、令和5年度は、気温が高かったことによる牧草の単収の減少や離農による牧草の作付面積の減少等から、前年度に比べ減少。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 国産飼料の生産・利用の拡大を推進するため、飼料を生産する耕種農家と畜産農家との連携や、飼料生産組織の運営強化、草地の整備等による牧草の収量・品質の向上等の支援を行った。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 飼料作物の生産量を増加させるため、②の取組を行い、直近5年間では増加傾向で推移しているものの、労働力不足や畜産農家近隣の利便性の良い飼料作付け地の確保が困難であること等が、達成度合いがBとなった要因と考える。</p>	
	<p>【(2)①ア】指定野菜(ばれいしよを除く)における加工・業務用野菜の出荷量 指定野菜(ばれいしよを除く)における加工・業務用野菜の出荷量については、令和5年度の実績値(令和4年産)が102万トンで、達成度合いが21.1%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 現在、国内の野菜需要の6割を加工・業務用向けが占めており、中でもたまねぎやキャベツにおいては、実需者(外食・中食事業者等)からの国産需要が高い。 また、ほうれんそう、ブロッコリー等の冷凍野菜は、長期保存が可能で調理の利便性が高いこと等を背景に、国内流通量(輸入品を含む)は平成29年から令和5年にかけて8%(109万トン→118万トン)増加しており、国内需要は今後さらに高まると予想される。令和5年度は関連事業等による生産拡大に取り組むことで、指定野菜(ばれいしよを除く)における加工・業務用野菜の出荷量についても増加傾向で推移している。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 加工・業務用野菜の生産体制を強化するため、複数産地と連携して実需者への安定供給を果した農業法人、生産者団体等の育成、水田を活用した新たな野菜産地の形成、端境期における野菜の生産拡大や労働生産性の向上に必要となる機械化一貫体系の導入等の施策を推進するとともに、生産者や実需者を対象に、加工・業務用野菜の生産・流通に係るセミナーの開催等による加工・業務用野菜の生産拡大に向けた機運醸成、情報提供等を実施した。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 実需者からの需要が高まっている国産の加工・業務用野菜について、水田を活用した新たな産地の育成や、産地又は中間流通業者等における農産物処理加工施設や集出荷貯蔵施設の整備等を通じ、定時・定量・定価格・定品質の供給体制の整備が進み、令和2年度には達成度がA'となったが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響による外食需要等の減少のほか、令和4年度の北海道の干ばつによるたまねぎの不作の影響を受けたため出荷量が減少し、特に業務用野菜出荷量への影響が顕著であったため、達成度合いがCとなった。なお、令和5年度については前年度から出荷量が増加している。</p>	
<p>【(2)④イ】薬用作物の栽培面積 薬用作物の栽培面積については、令和5年度の実績値(令和4年産)が494haで、達成度合いが98.2%で「C」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。 ① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 薬用作物は、耕作放棄地の再生利用や中山間地域の活性化に繋がる作物として期待されている。また、漢方製剤等の原料となる生薬は、約8割を中国産が占めているが、中国産価格の上昇(甘草1.8倍(令和2年→令和5年))などにより原料生薬の確保が難しくなる中、国産原料生薬へのニーズが高まっている。こうした中、令和5年、製薬業界団体は、原料生薬の安定確保に向けて国内栽培可能な生薬(薬用作物)について重点8品目を設定した。 ② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 薬用作物は、生産者と実需者間の契約栽培により直接取引されており、需給等に関する情報の収集や把握が難しい状況にある。そのため、全国的な支援体制の整備として、新たに産地化を検討する地域等の取組の促進に向けた事前相談窓口の設置、重点品目を中心とした地域相談会(マッチング)の開催や栽培技術研修会の開催、技術アドバイザー派遣を実施するとともに、地域における取組の支援として、生産体制強化・栽培技術確立等のための実証等の設置等を実施した。 ③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 国産原料へのニーズが高まる中、新たな産地化や産地の生産体制強化に対する支援等を行ってきたことにより、栽培面積が拡大した産地があったものの、全体としては栽培戸数の減少により栽培面積は基準年から減少傾向(平成30年550ha→令和4年494ha)で推移し、令和4年産(令和5年度集計)においても、生産者の高齢化や後継者不足により前年から約14haの減少となったことが、達成度合いがCとなった要因と考える。</p>		

評価結果

	<p>【(3)②ア】小麦の生産量 小麦の生産量については、令和5年度の実績値が1,094,000トンで、達成度合いが278.3%で「A」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 小麦は輸入に依存している品目であり、食料安全保障強化の観点から、国内生産の拡大を一層進めることが重要であり、作付面積及び単収を増加させることを前提に、目標値は毎年増加している。 小麦の生産量は、特に収穫期の天候に左右されるものであるが、令和元年度から令和5年度までは天候に恵まれたことから豊作が続き、概ね増加傾向で推移している。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 生産面では、基盤整備による汎用化・畑地化の推進と合わせ、作付けの団地化やブロックローテーション、スマート技術等の営農技術、新たな品種の開発・導入、流通面では、安心して生産拡大して頂けるよう、ストックセンターの整備など民間による調整保管機能の拡充、消費面では、国産小麦・大豆を使った新商品の開発やマッチング、原材料切替え等に伴う機械・設備の導入等、生産から流通、消費に至るまで一貫した支援を実施している。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ②に記載したような、生産現場への営農技術の導入支援や、ストックセンターの整備や調整保管機能の拡充により、生産拡大がしやすくなったことに加え、①に記載のとおり、小麦の生産量は特に収穫期の天候に左右されるものであるが、近年天候にも恵まれたことが、達成度合いが「A」となった要因と考える。</p> <p>【(3)③ア】飼料用米・米粉用米の生産量 飼料用米・米粉用米の生産量については、令和5年度の実績値が785,191トン(飼料用米744,893トン、米粉用米40,298トン)で、達成度合いが236.1%で「A」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 主食用米の全国ベースの需要量が一貫して減少傾向にあり、今後とも国内の米の消費の減少が見込まれる中、水田活用の直接支払交付金による支援等も活用しつつ、需要に応じた生産を推進しているところ。既存の農機具等が活用できるといった取り組みやすさから、主食用米から飼料用米への作付転換が進んでいる。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 令和12年度の生産量目標830,000トン(飼料用米:700,000トン、米粉用米:130,000トン)を達成するため、水田活用の直接支払交付金による支援とあわせて、飼料用米について、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」や「飼料用米多収日本一」表彰を活用しながら、多収品種の導入や多収を実現する生産コスト栽培技術の普及などを推進した。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 需要に応じた生産を推進した結果、主食用米から飼料用米への作付転換が大幅に進み、令和5年度産の飼料用米作付面積は13.4万haとなり、過去最高となった令和4年度産から0.8万ha減少したものの、基本計画における令和12年目標9.7万haを上回る水準となったこと、また、飼料用米の作付面積が多い各県における作柄がよくなったことから、飼料用米の生産量が令和12年度の目標(70万トン)を上回る744,893万トンとなったことが、達成度合いが「A」となった要因と考える。</p> <p>【(5)①ア】担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費 担い手の米の生産コスト(収量あたり)における生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費について、令和5年度の実績値(令和4年度)が個別経営6,157円/60kg、組織法人経営6,714円/60kgで、達成度合いが個別経営36.8%、組織法人経営-24.3%となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 測定指標の達成度合いがCとなった要因として、特に単収の減少と生産資材費のうち肥料費、農業薬剤費の増加が大きく作用した。 このうち、単収の減少については、令和4年6月前半の低温・日照不足、8月上旬からの大雨、9月以降の台風等の影響によるものであった。 また、肥料費、農業薬剤費については、為替相場が大幅な円安となったことにより輸入原料の調達コストが上昇したことに加え、特に肥料では、原油・天然ガスの価格上昇や世界的な穀物需要の増加、ロシアのウクライナ侵略の影響により原料の国際相場が急騰した影響によるものであった。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通・加工の合理化に向けて、農業競争力強化支援法に基づき、農業資材事業の事業再編・事業参入を支援し、生産資材価格の引下げを行う事業環境を整備したことや、全農の取組、具体的には機能を絞り込むことで従来より2～3割程度の価格引き下げを行ったトラクターや、肥料銘柄を集約することで従来より1～3割の価格引き下げを行った肥料の販売等について生産者に周知すること等を通じて後押しを行うとともに、生産資材の価格状況を調査・公表し、農業者がより低価格な生産資材を選択するよう行動変容を促した。加えて、肥料については、国際価格の影響を受けづらい構造への転換を図るため国内肥料資源の利用拡大に向けた取り組みを推進した。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ②の取組を通じた資材価格の低減効果が期待された一方で、①に記載のとおり、令和5年度実績値(令和4年度)は基準値となる平成25年度と比べ、災害等の影響により単収が低下したことに加え、為替が大幅な円安となったこと等による輸入原料の調達コスト上昇に伴う肥料費、農業薬剤費の増加が大きく作用したことから、達成度合いがCとなったものとする。</p>
次期目標等への反映の方向性	<p>【(1)①ア】生乳の生産量 社会的背景等の変化を踏まえつつ、令和6年度は次期酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の策定に向けた議論の中で検討を進めていく方針。</p> <p>【(1)①エ】鶏肉の生産量 現時点では、堅調な価格推移の下で国産鶏肉の生産量は増加傾向で推移しているが、今後も安価な輸入鶏肉に対抗し国民の需要に対応した生産を確保するため、施設整備による生産コストの削減等の取組を引き続き推進していく必要がある。</p> <p>【(1)②ア】飼料作物の生産量 飼料作物については、飼料生産基盤に立脚した畜産経営に転換するため、更に取組を加速化させる必要があることから、耕種農家と畜産農家との連携や飼料生産組織の運営強化、草地整備等による牧草の収量・品質の向上、国産粗飼料の広域流通、品質表示による販売拡大の取組等により、飼料の生産・利用の拡大を図る。</p> <p>【(2)①ア】指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務用野菜の出荷量 加工・業務用野菜については、食料安全保障上の観点から輸入から国産への切換えをより一層推進していく必要があることから、国産野菜の周年安定供給体制の確立に向けた国産野菜の活用拡大を図るため新規産地の育成など、生産と実需と連携した新たな取組を推進する。</p> <p>【(2)④イ】薬用作物の栽培面積 薬用作物の栽培面積については、重点品目など実需者ニーズに即した生産により拡大していく必要があることから、引き続き、生産者と実需者側の相互の需給情報の交換・共有や栽培技術の向上に取り組む。また、栽培面積が増加している産地もあることから、定着および増加の要因を把握しつつ、産地形成を支援する。</p> <p>【(3)②ア】小麦の生産量 小麦の生産量については、令和12年度の目標である108万トン産を令和3年度及び令和5年度には上回っているものの、天候等の影響により収量(単収)の変動が見られることから、引き続き、品質・単収向上に向けた営農技術の導入やストックセンターの整備等を支援し、生産量向上に係る取組を推進する。</p> <p>【(3)③ア】飼料用米・米粉用米の生産量 飼料用米の生産量については、令和12年度の生産数量目標の70万トンを上回る水準になっているものの、作付面積に対する収量(単収)が十分に上がっていない面も見られることから、引き続き、多収品種の導入や多収を実現する生産コスト栽培技術の普及などを推進し、生産コストの低減を進める。</p> <p>【(5)①ア】担い手の米の生産コストにおける生産資材費(農機具費、肥料費、農業薬剤費)と労働費 今後も円安の影響は懸念要因として残るものの、国内肥料資源の利用拡大に加え、農業資材事業の事業再編・事業参入、全農における農業資材の調達コストの低減、農業者における低価格な生産資材の選択に資する情報提供等の取組を推進する。</p>

学識経験を有する者の 知見の活用	
---------------------	--

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	-
-----------------------------------	---

評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	農産局(畜産局) 【農産局総務課/穀物課/園芸作物課/果樹・茶グループ/企画課/技術普及課/農業環境対策課、畜産局総務課/企画課/畜産振興課/飼料課/牛乳乳製品課/食肉鶏卵課】	政策評価実施 時期	令和6年8月
-------	---	--------------	--------

(参考)

用語解説

注	播種前契約	播種前(3月末)までに、書面により当年産の取引数量等が取り決められたもの。
---	-------	---------------------------------------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-12)

政策分野名 【施策名】	環境政策の推進
政策の概要 【施策の概要】	気候変動に対する緩和・適応策の推進、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(8) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定) ・生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定) ・炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定)

施策(1)	気候変動に対する緩和・適応策の推進										
目標①【達成すべき目標】	農地による吸収源対策等の推進、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進										
測定指標	ア 単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値		0.56 トン	0.62 トン	0.66 トン	0.53 トン				
		達成度合い		(B: 87.5%)	(A: 92.5%)	(A: 93.0%)	(B: 70.7%)	(:)			
年度ごとの目標値			0.60 トン	0.64 トン	0.67 トン	0.71 トン	0.75 トン	0.79 トン	1.05 トン	B	F↑一直
把握の方法	出典:「農業経営統計(米生産費)」(農林水産省) 作成時期:調査翌年度3月頃 算出方法:上記統計の原単位量(10a当たり)のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の3月頃に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値は、便宜的に基準値と目標値を直線で結んで定めたものである。										
測定指標	イ 農林水産分野の温室効果ガスの排出量		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	25年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値		5,246 万t-CO2	4,977 万t-CO2	4,790 万t-CO2	令和7年 4月 把握予定				
		達成度合い		(C: -104.0%)	(A: 97.2%)	(A': 202.5%)	(:)	(:)			
年度ごとの目標値			5,116 万t-CO2	4,991 万t-CO2	4,973 万t-CO2	4,955 万t-CO2	4,937 万t-CO2	4,920 万t-CO2	4,813 万t-CO2	A'	F↓一差
把握の方法	出典:「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」(国立環境研究所地球環境研究センター 温室効果ガスインベントリオフィス) 作成時期:対象年度の翌々年度4月頃(日本国温室効果ガスインベントリ報告書により対象年度の排出量が公表された時点) 算出方法:農林水産分野の温室効果ガス総排出量を集計 ※ 令和5年度実績の把握は令和7年4月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	基準値、目標値及び実績値は、毎年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書の更新により過年度のものも含めて変化する場合があり、2024年4月に公表された最新のインベントリの公表データに基づき、各数値を更新している。										

施策(2)	生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進										
目標①【達成すべき目標】	有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進、有機農業の取組面積拡大										
測定指標	ア 有機農業の取組面積		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	29年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値	/	25.2 千ha	26.6 千ha	令和6年 8月末 把握予定	令和7年 8月末 把握予定		/		
	達成度合い	/	(B: 86.9%)	(B: 85.8%)	(:)	(:)	(:)	/	B	S ↑ 一直	
年度ごとの目標値		23.5 千ha	29 千ha	31 千ha	33 千ha	35 千ha	38 千ha	63 千ha			
把握の方法	出典:「国内における有機JASほ場面積」(農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課調べ) 「有機農業の取組面積に係る実態調査」(有機農業の取組面積)(農林水産省農産局農業環境対策課調べ) 作成時期:調査翌々年度8月頃 算出方法:上記調査から有機JAS認証を取得している農地と、有機JAS認証を取得していないが有機農業が行われている農地の面積を合算し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌々年度に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入 ※ 令和5年度実績の把握は令和7年8月末となるため、把握している直近の値である令和3年度(2年度)の実績値で評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(3)	土づくりの推進										
目標①【達成すべき目標】	堆肥等の活用の促進										
測定指標	ア 単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量【再掲】		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	12年度		
		実績値	/	0.56 トン	0.62 トン	0.66 トン	0.53 トン		/		
	達成度合い	/	(B: 87.5%)	(A: 92.5%)	(A: 93.0%)	(B: 70.7%)	(:)	/	B	F ↑ 一直	
年度ごとの目標値		0.60 トン	0.64 トン	0.67 トン	0.71 トン	0.75 トン	0.79 トン	1.05 トン			
把握の方法	出典:「農業経営統計(米生産費)」(農林水産省) 作成時期:調査翌年度3月頃 算出方法:上記統計の原単位量(10a当たり)のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の3月頃に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	年度ごとの目標値は、便宜的に基準値と目標値を直線で結んで定めたものである。										

施策(4)	農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応										
目標①【達成すべき目標】	廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大										
測定指標	ア 施設園芸におけるプラスチック排出量に対する再生処理量	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	28年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	8年度		
		実績値	/	74.5%	74.5%	72.6%	70.0%	/	/		
		達成度合い	/	(A: 100.7%)	(A: 99.3%)	(A: 95.5%)	(A: 90.9%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		72.5%	74%	75%	76%	77%	78%	80%	A	F↑一直	
把握の方法	出典:「園芸用施設の設置等の状況」(農林水産省農産局園芸作物課調べ) 作成時期:調査翌年度3月末頃 算出方法:上記調査の農業用廃プラスチック処理量のうち再生処理されたものの割合 ※調査が隔年を実施されることから、年度ごとの実績値は、奇数年度は前年度、偶数年度は前々年度の値を記入 ※3年度の実績値は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実績値の把握が遅れたため、H30年度の実績値を記載。										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上、90%未満、Cランク:50%未満										
備考	調査を実施しない年度に目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安値として基準値と目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載している。										
測定指標	イ 生分解性マルチの年間利用量	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	5年度		
		実績値	/	3,606 トン	3,822 トン	3,944 トン	3,618 トン	/	/		
		達成度合い	/	(A: 106.1%)	(A: 106.2%)	(A: 101.1%)	(B: 86.1%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		3,400 トン	3,400 トン	3,600 トン	3,900 トン	4,200 トン	4,600 トン	4,600 トン	B	F↑一直	
把握の方法	出典:生分解性マルチの利用状況(出荷量調査)(農業用生分解性資材普及会調べ) 作成時期:調査翌年度12月末頃 算出方法:農業用生分解性資材普及会が行う生分解マルチの利用状況(出荷量調査)を集計 ※年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の12月末に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入										
達成度合いの判定方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上、90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(5)	農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション										
目標①【達成すべき目標】	持続可能な消費行動を促す取組の推進										
測定指標	ア 環境に配慮した食品・商品を選択している消費者の割合	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	32.2%	28.0%	27.5%	27.3%	/	/		
		達成度合い	/	(- : -)	(B: 82.4%)	(B: 72.4%)	(B: 65.0%)	(:)	/		
年度ごとの目標値		32.2%	-	34%	38%	42%	46%	50%	B	F↑一直	
把握の方法	出典:消費生活意識調査(消費者庁) 作成時期:調査翌年度6~7月頃 算出方法:エンカールにつながる行動を「よく実践している」者と「時々実践している」者の割合を合計 ※令和3年度まで参照していた「消費者意識基本調査」(消費者庁)内の設問(環境に配慮した食品・商品を選択している)者と「ある程度選択している」者の割合を合計が廃止されたため、令和4年度以降の実績値は、令和4年度より新たに実施されている「消費生活意識調査」(同庁)における類似の設問の調査結果を参照。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

	(各行政機関共通区分)	④進展が大きくない
目標達成度の測定結果	<p>(判断根拠) 測定指標数7個のうち、A'が1個、Aが1個、Bが5個(うち、前年度の実績値を下回った指標4個)となっており、「④進展が大きくない」と判定した。</p>	
測定指標についての要因分析(達成度が悪い場合)【施策の分析】	<p>【(1)①ア及び(3)①ア】単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量 「単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量」については、令和5年度(令和4年度)の実績値が0.53tで、達成度合いが70.7%で「B」となり、前年度の実績値(0.66t)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 堆肥には土壌の物理性、化学性、生物性を改良する効果があり、土づくりの観点から農地への堆肥施用を推進している。また、農地に継続的に堆肥等を施用することで、農地土壌に炭素が貯留されることから、農地による吸収源対策の観点からも同取組を推進している。 本指標(水田への堆肥の施用量)は、生産者の高齢化や作業の省力化が進んでいることもあり、毎年の変動幅は大きいものの、長期的にみると緩やかに減少している。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 農地による吸収源対策等の推進や堆肥等の活用の促進のため、以下の事業により、生産現場の取組を支援。 ・産地生産基盤パワーアップ事業:全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥等を実証的に活用する取組を支援。 ・環境保全型農業直接支払交付金:全国共通取組として堆肥の施用に係る費用を支援。 ・グリーンな栽培体系への転換サポート:化学農薬・化学肥料の使用量低減のための堆肥の使用に係る検証を支援。 ・有機農業産地づくり推進:市町村などにおける堆肥等有機資材の供給体制の整備を支援。 ・国内肥料資源利用拡大対策:堆肥生産者向けには堆肥の成分分析実施や堆肥の高品質化・ペレット化に必要な施設等の整備、堆肥利用者向けには堆肥の利用機械などの導入や効果検証を支援。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 水田への堆肥施用量が長期的にみて減少傾向で推移しているのは、生産者の高齢化が進み、作業の省力化が求められていることもあり、散布に労力がかかる堆肥施用作業をしない傾向にあるといった背景が考えられる。これに対し、②に記載の事業を通じて、生産現場での堆肥施用の取組を支援しているものの、生産者は毎年堆肥を施用するのではなく、圃場の状況や栽培する作物などにより生産者が毎年堆肥施用の判断を行うことから、毎年の堆肥施用量の変動が大きいという統計上の課題があることが、便宜的に設定した目標と比べた時の達成度合いが今回低くなった要因と考えられる。</p> <p>【(1)①イ】農林水産分野の温室効果ガスの排出量 「農林水産分野の温室効果ガスの排出量」については、令和4年度の実績値が4,790万t-CO2で、達成度合いが202.5%で「A」となった。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、2030年及び2050年目標達成に向けて、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組を推進している。さらに、令和4年7月には、「みどりの食料システム法」が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められるとともに、生産者の環境負荷低減の取組を評価し、星の数で消費者に分かりやすく伝える「見える化」や温室効果ガスの削減・吸収により民間資金を呼び込む「J-クレジット制度」の活用、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化するクロスコンプライアンスの試行実施等も推進されている。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 温暖化を防止する緩和策として、みどりの食料システム戦略や地球温暖化対策計画に基づき、排出削減対策に取り組んでおり、同計画における主な取組は下記のとおり。 ・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(施設園芸・農業機械・漁業) 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策として、施設園芸における効率的かつ低コストなエネルギー利用技術(ヒートポンプ、木質バイオマス利用加温設備等)の開発やその普及を促進する。また、農業機械の省CO2化、LED集魚灯や省エネルギー型船外機等の導入を通じた効率改善など漁船における省エネルギー化等を促進する。さらに、2040年までに、農林業機械・漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。 ・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策(水田メタン) 稲作(水田)に伴い発生するメタンについて、水稲作の水管理としてメタン発生量が低減する「中干し期間の延長」を地域の実情を踏まえて普及すること等により、排出量の削減を図る。 ・農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策(一酸化二窒素) 施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用により、排出量の削減を図る。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 上記のような取り組みが着実に実施されていることが達成度合いが「A」となった要因の一つと考える。</p> <p>【(4)①イ】生分解性マルチの年間利用量 「生分解性マルチの年間利用量」については、令和5年度(令和4年度)の実績値が3,618tで、達成度合いが86.1%で「B」となり、前年度の実績値(3,944t)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 令和5年度については、マルチが主に使用される露地野菜の作付けが減少した。(野菜作付面積(露地に限らない)(R4(R3))443,200ha→(R5(R4))437,000ha) また、原材料価格高騰等の影響により生分解性マルチの資材価格が(R4(R3))2.3万円/10a→(R5(R4))2.8万円/10aと、20%程度高騰した。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 プラスチック排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大に向けて令和6年度に年間利用量4,600tを達成するため、令和3年度補正予算より、みどりの食料システム戦略交付金の中で、⑦産地において、生分解性マルチによる省力化や環境負荷軽減などの効果を確認しながら導入する際の資材費への支援、⑧生分解性マルチの製造・流通の課題解決や農業者への導入メリットの情報発信 を実施した。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 ②の取組を実施したものの、①の事態は想定外の事態として、生分解性マルチの年間利用量が減少したことが達成度合いがBとなった要因の一つと考える。 野菜作付面積から推定したマルチ被覆面積は(R4(R3))132,960ha→(R5(R4))131,100ha。このうち、生分解性マルチ利用率は(R4(R3))9.7%→(R5(R4))8.9%。</p>	
評価結果		

		<p>【(5)①ア】環境に配慮した食品・商品を選択している消費者の割合 「環境に配慮した食品・商品を選択している消費者の割合」については、令和5年度の実績値が27.3%で、達成度合いが65.0%で「B」となり、前年度の実績値(27.5%)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 令和5年に内閣府が実施した「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」では、消費者の8割以上が「環境に配慮した農産物を購入したい」と回答した一方、「環境に配慮した農産物を購入しない」と回答した消費者の6割以上が「それが環境に配慮した農産物かどうか分からないため」を主な理由として挙げており、環境負荷低減の取組の「見える化」を通じて消費者が選択できる環境を整備することが重要となっている状況。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 持続可能な消費行動を促す取組の推進を達成するため、農林水産省では、測定指標の基準年度である令和2年度から実施した温室効果ガス削減の「見える化」の検討を開始し、令和3年度には農産物3品目、令和4年度には追加品目も含めた農産物23品目での温室効果ガス簡易算定シートを開発した。また令和4年度から令和5年度には簡易算定シートによる算定結果を星の数でわかりやすくラベル表示した農産物の実証販売を行った。これらの取組結果を踏まえて「農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン」を策定し、令和6年3月から当該ガイドラインに基づく環境負荷低減の取組の「見える化」の本格運用を開始し、生物多様性保全への配慮に関する指標も追加したところである(米に限る)。このように、「見える化」の普及に向けて関係者への周知・はたらきかけを強化している。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 令和4年度・令和5年度に実施した、環境負荷低減の取組の「見える化」の実証販売におけるアンケートでは、多くの消費者(令和4年度:74%、令和5年度:95%)がラベルを表示した農産物に対して良い印象を抱いた結果が示されている。一方で、令和5年に内閣府が実施した「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」では、食品価格の高騰への対応として、多くの消費者が「価格の安いものに切り替えた」、「購入量を減らした」と回答しており、直接の調査結果はないものの、生産資材や原材料のコスト高騰による食品価格の高騰が消費者の環境負荷低減の農産物の購買行動に間接的に影響を与えている可能性があり、達成度合いが「B」となった要因の一つと考える。引き続き、環境負荷低減の取組が分かりやすく消費者に伝わるよう、令和6年3月に本格運用を開始した環境負荷低減の取組の「見える化」を推進してまいりたい。</p>	
	<p>次期目標等への 反映の方向性</p>	<p>【(1)①ア】単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量 水田への堆肥施用量の各年度の目標値は、便宜的に目標値として定めたものであるが、今年度の目標達成度及び上記の分析結果を考慮すると、今後の実績を注視しつつ、必要に応じて、測定指標の見直しの検討を行いたい。</p> <p>【(1)①イ】農林水産分野の温室効果ガスの排出量 目標値は基準年(2013年度)の農林水産分野の温室効果ガス総排出量から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)における農林水産分野の排出削減量の目標値の合計を差し引いて算出。「地球温暖化対策計画」は「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第十七号)」に基づき、少なくとも三年ごとに検討が加えられ、その結果に基づき、必要があると認めるときには改定されるため、これに伴い同計画に定められた目標及び施策が変更される場合には、本測定指標の目標値についても合わせて見直しを検討する。</p> <p>【(3)①ア】単位面積(1ha)当たりの堆肥の施用量 水田への堆肥施用量の各年度の目標値は、便宜的に目標値として定めたものであるが、みどりの食料システム戦略2030年KPIの化学肥料使用量の低減(20%減)にも資するよう、必要に応じて、測定指標の見直しの検討を行いたい。</p> <p>【(4)①イ】生分解性マルチの年間利用量 露地野菜の作付け減少や資材価格高騰については当初想定されていないものであったが、その影響が長期に及ぶかどうかは予見できない状況である。また、プラスチック汚染に関する条約が2024年度中に合意の見込みであり、従来実施してきた生分解性マルチのみならず他の用途も含めたプラスチック排出抑制の目標を検討することが必要。</p> <p>【(5)①ア】環境に配慮した食品・商品を選択している消費者の割合 引き続き、現行目標を維持し、目標達成に向けた取り組みを推進する。</p>	
<p>学識経験を有する者の 知見の活用</p>			
<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<p>-</p>		
<p>評価結果の政策への 反映状況 (主なもの)</p>	<p>予算</p> <p>税制</p> <p>その他 (法令、組織、定員等)</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>大臣官房環境バイオマス政策課(農産局、畜産局、消費・安全局) 【大臣官房環境バイオマス政策課、農産局農業環境対策課、畜産局畜産振興課、消費・安全局農産安全管理課】</p>	<p>政策評価実施 時期</p>	<p>令和6年8月</p>

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-13)

<p>政策分野名 【施策名】</p>	<p>地域資源を活用した所得と雇用機会の確保</p>
<p>政策の概要 【施策の概要】</p>	<p>中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進、地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保、地域経済循環の拡大、多様な機能を有する都市農業の推進</p>
<p>政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の3(1) ・農林水産業・地域の活力創造プラン(平成25年12月10日決定、令和4年6月21日改訂) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ. 10. 人口減少社会における農山漁村の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ① 農泊、農福連携、ジビエ等の地域資源を活用した農山漁村発イノベーションの推進等による農山漁村における所得と雇用機会の確保 ② 中山間地域等をはじめとする農村に人が住み続けるための条件整備 ③ 農村を支える新たな動きや活力の創出 ④ 農地の長期的な利用 ・観光立国推進基本計画(令和5年3月31日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3の2.(3)⑥ア 滞在型農山漁村の確立・形成 ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 13.(1)観光立国の実現 <ul style="list-style-type: none"> 13.(2) ii) ①生産基盤の確保・強化(人口減少に対応した生産性の向上、人材の育成等) 13.(2) v) 農山漁村における農林水産省以外の多様な分野との連携を通じた新たなビジネスの創出等 ・経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第2章2.(5)インバウンド戦略の展開 <ul style="list-style-type: none"> 第3章1.(4)食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進 ・まち・ひと・しごと創生基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> 第3章2.(2)①(a)関係人口創出・拡大のための環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 4.(1)①(ii)魅力的な集落生活圏の形成(「小さな拠点」の形成等) 第3章4.(1)②(i)地域資源を活用した農山漁村(むら)づくり ・障害者基本計画(第5次)(令和5年3月14日閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> Ⅲ.9.(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

<p>施策(1)</p>	<p>中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農業経営の推進</p>												
<p>目標①【達成すべき目標】</p>	<p>中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保</p>												
<p>測定指標</p>	<p>ア 中山間地域の特色を活かした営農と所得の確保に取り組む地区のうち、新たに事業目標を達成した地区数</p>	<p>基準値</p>	<p>実績値・達成度合い</p>						<p>目標値</p>	<p>達成</p>	<p>指標一 計算分類</p>		
		<p>年度</p>	<p>元年度</p>	<p>2年度</p>	<p>3年度</p>	<p>4年度</p>	<p>5年度</p>	<p>6年度</p>	<p>7年度</p>			<p>A</p>	<p>S↑一直</p>
		<p>実績値</p>	<p>／</p>	<p>84 地区</p>	<p>123 地区</p>	<p>190 地区</p>	<p>366 地区</p>	<p>／</p>	<p>／</p>				
<p>達成度合い</p>	<p>／</p>	<p>(A: 140.0%)</p>	<p>(A: 123.0%)</p>	<p>(A: 135.7%)</p>	<p>(A: 130.7%)</p>	<p>(:)</p>	<p>／</p>	<p>A</p>	<p>S↑一直</p>				
<p>年度ごとの目標値</p>		<p>0 地区</p>	<p>60 地区</p>	<p>100 地区</p>	<p>140 地区</p>	<p>280 地区</p>	<p>320 地区</p>			<p>350 地区</p>	<p>A</p>	<p>S↑一直</p>	

<p>把握の方法</p>	<p>出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：事業目標を達成した地区数を集計(累計)</p>
---------------------	--

<p>達成度合いの判定方法</p>	<p>達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>
--------------------------	--

<p>備考</p>	<p></p>
------------------	---------

施策(2)	地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保										
目標①【達成すべき目標】	農村発イノベーションをはじめとした地域資源の高付加価値化の推進										
測定指標	ア 農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	-	69 事業体	令和6年 7月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(A: 143.8%)	(:)	(:)	/	-	S↑一直	
年度ごとの目標値		0 事業体	-	-	48 事業体	66 事業体	83 事業体	100 事業体			
把握の方法	出典: 農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 調査年度の翌年度7月頃 算出方法: 事業実施主体への調査										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	農泊の推進										
測定指標	ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	519 万人/年	553 万人/年	686 万人/年	令和6年 7月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(C: 40.2%)	(C: 41.3%)	(C: 49.4%)	(:)	(:)	/	-	F↑一直	
年度ごとの目標値		1,212 万人/年	1,290 万人/年	1,340 万人/年	1,390 万人/年	1,440 万人/年	1,490 万人/年	1,540 万人/年			
把握の方法	出典:「農林業センサス及び漁業センサス」(農林水産省統計部)、「訪日外客数統計」(日本政府観光局)及び農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 調査年度の翌年度7月頃 算出方法: 各統計情報及び各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標③【達成すべき目標】	ジビエ利活用の拡大										
測定指標	ア ジビエ利用量	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	1,810 トン/年	2,127 トン/年	2,085 トン/年	令和6年 9月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(B: 77.4%)	(B: 79.6%)	(B: 69.4%)	(:)	(:)	/	B	F↑一直	
年度ごとの目標値		2,008 トン/年	2,340 トン/年	2,672 トン/年	3,004 トン/年	3,336 トン/年	3,668 トン/年	4,000 トン/年			
把握の方法	出典:野生鳥獣資源利用実態調査(農林水産省大臣官房統計部) 作成時期: 調査年度の翌年度9月末(速報) 算出方法: 食品衛生法に基づき食肉処理業の許可を有し、野生鳥獣の食肉処理を行っている食肉処理施設を対象に調査を実施 ※令和5年度実績の把握は令和6年9月下旬となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標④【達成すべき目標】		農福連携の推進									
測定指標	ア 農福連携に新たに取り組む主体数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	454 件	1,392 件	2,226 件	令和6年 7月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(A: 90.8%)	(A: 132.6%)	(A: 134.9%)	(:)	(:)	/	-	S↑一直	
年度ごとの目標値			0 件	500 件	1,050 件	1,650 件	2,320 件	3,000 件	3,000 件		
把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：厚生労働省及び各県からの聞き取り結果を農林水産省にて集計									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
備考											
目標⑤【達成すべき目標】		農村への農業関連産業の導入									
測定指標	ア 農村産業法を活用した産業の立地・導入に向け、新たに市町村との調整を了した企業数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	4年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	-	60社	96社	/	/		
	達成度合い	/	(- : -)	(- : -)	(- : -)	(A: 120.0%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値			60社	-	-	-	80社	100社	120社		
把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：農村産業法に基づき農林水産大臣に送付される市町村実施計画を基に、必要に応じて市町村に対し聞き取りを行い把握									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
備考											
施策(3)		地域経済循環の拡大									
目標①【達成すべき目標】		バイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、活用									
測定指標	ア 土地改良施設の使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	30.5%	30.9%	令和6年 8月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(- : -)	(A: 95.3%)	(A: 90.9%)	(:)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値			約30%	-	32%	34%	36%	38%	40%以上		
把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：整備済小水力等発電施設の発電容量を集計 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月下旬となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									
備考		目標年度及び目標値は土地改良長期計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値については、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目標値を便宜的に記載している。									

測定指標	イ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱にかかる経済規模	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			5年度
		実績値		457.0 億円	540.8 億円	626.0 億円	令和6年 7月中旬 把握予定				
		達成度合い		(A: 108.8%)	(A: 112.7%)	(A: 115.9%)	(:)	(:)		-	S↑一直
		年度ごとの目標値	296.6 億円	420 億円	480 億円	540 億円	600 億円	-	600 億円		
把握の方法	出典:農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課調べ 作成時期:調査年度の翌年度6~7月頃 算出方法:取組主体からの調査結果(発電容量、供給熱量等)及び固定価格買取制度調達価格(経済産業省公表データ)により試算										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	農産物直売所等での提供・販売										
測定指標	ア 年間販売額1億円以上の通年営業の直売所数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度
		実績値		-	3,057 件	3,155 件	令和7年 3月 把握予定				
		達成度合い		(- : -)	(B: 78.4%)	(B: 72.5%)	(:)	(:)		B	F↑一直
		年度ごとの目標値	3,000 件	-	3,900 件	4,350 件	4,800 件	5,250 件	5,700 件		
把握の方法	出典:「6次産業化総合調査」(農林水産省大臣官房統計部) 作成時期:調査年度の翌年度3月 算出方法:常設施設・通年営業の事業体数×1億円以上の事業体数割合 ※令和5年度実績の把握は令和7年3月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(4)	多様な機能を有する都市農業の推進										
目標①【達成すべき目標】	「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」(平成30年法律第68号)の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用										
測定指標	ア 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づき貸借された農地面積	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			6年度
		実績値		51ha	77ha	101ha	令和6年 9月下旬 把握予定				
		達成度合い		(B:68.0%)	(B:64.2%)	(B:61.2%)	(:)	(:)		B	S↑一直
		年度ごとの目標値	30ha	75ha	120ha	165ha	210ha	255ha	255ha		
把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度9月頃 算出方法:農地の貸借面積について、各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計 ※令和5年度実績の把握は令和6年9月となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】	<p>【判断根拠】 測定指標数10個のうち、6個の測定指標が確定している。そのうち、Aが3個、Bが3個(うち、前年度の実績値を下回った指標1個)となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。</p> <p>【(2)③ア】ジビエ利用量 ジビエ利用量については、令和4年度の実績値が2,085トン/年で、達成度合いが69.4%で「B」となり前年度の実績値(2,127トン/年)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向 新型コロナウイルスの影響が一部残る中、物価高騰もあり需要が伸び悩む等の動向がみられた。</p> <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組 ジビエ利活用の拡大のため、ジビエ処理施設の整備、衛生管理等の専門知識を有する人材育成、国産ジビエ認証制度の普及、ジビエを扱う飲食店等の全国プロモーションの実施等に取り組んだ。</p> <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析 要因分析により、需要・供給の両面において課題が残る中、物価高騰については、当初想定されていないものであったが、その影響が長期に及ぶかどうかは予見できない状況であることから、従来実施していた鳥獣被害防止総合対策交付金事業(予算事業ID:003337)については、引き続き、状況を注視しつつ、現行体制のまま実施することとし、これまでの取組に加え、食肉のみならずペットフード利用の拡大に繋がる情報発信の強化や、ジビエハンターの育成、捕獲個体の施設への搬入促進等を進めていく。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【(2)③ア】ジビエ利用量 要因分析により、需要・供給の両面において課題が残る中、物価高騰については、当初想定されていないものであったが、その影響が長期に及ぶかどうかは予見できない状況であることから、従来実施していた鳥獣被害防止総合対策交付金事業(予算事業ID:003337)については、引き続き、状況を注視しつつ、現行体制のまま実施することとし、これまでの取組に加え、食肉のみならずペットフード利用の拡大に繋がる情報発信の強化や、ジビエハンターの育成、捕獲個体の施設への搬入促進等を進めていく。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	出典:野生鳥獣資源利用実態調査(農林水産省大臣官房統計部)
---------------------------	-------------------------------

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	農村振興局(大臣官房環境バイオマス政策課) 【大臣官房環境バイオマス政策課、農村振興局農村計画課/地域振興課/都市農村交流課/鳥獣対策・農村環境課/地域整備課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	---	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-14)

政策分野名 【施策名】	農村に人が住み続けるための条件整備
政策の概要 【施策の概要】	地域コミュニティ機能の維持や強化、多面的機能の発揮の促進、生活インフラ等の確保、鳥獣被害対策等の推進
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の3(2) 土地改良長期計画(令和3年3月23日閣議決定) 第4 2 (2) 政策目標3 所得と雇用機会の確保、農村に人が住み続けるための条件整備、農村を支える新たな動きや活力の創出

施策(1)	地域コミュニティ機能の維持や強化											
目標①【達成すべき目標】	農用地や集落の将来像の明確化を支援、地域の活動計画づくり等を支援											
測定指標	ア 農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、新たに集落戦略を策定した協定の割合	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			6年度	
		実績値	/	-	-	39%	令和6年 8月末 把握予定	/			B	S↑一直
		達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(B: 65.0%)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値	0%	-	-	60%	80%	100%	100%					
把握の方法	<p>出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月末となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。</p>											
達成度合いの判定方法	<p>達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>											
備考	<p>集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。</p>											
目標②【達成すべき目標】	「小さな拠点」の形成の推進											
測定指標	ア 地域活性化対策において、新たに地域の将来を構想する計画等を策定した地区数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類		
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度	
		実績値	/	16地区	29地区	41地区	令和6年 7月下旬 把握予定	/			-	S↑一直
		達成度合い	/	(A: 106.7%)	(A: 96.7%)	(A: 91.1%)	(:)	(:)				
年度ごとの目標値	0地区	15地区	30地区	45地区	60地区	75地区	90地区					
把握の方法	<p>出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査</p>											
達成度合いの判定方法	<p>達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満</p>											
備考												

施策(2)	多面的機能の発揮の促進										
目標①【達成すべき目標】	多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度及び環境保全型農業直接支払制度による多面的機能の発揮の促進										
測定指標	ア 多面的機能支払交付金における、地域による農地・農業用水等の保全管理への農業者以外の多様な人材の参画率	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	35%	35%	令和6年 8月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(-:-)	(B: 87.5%)	(B: 82.4%)	(:)	(:)	/	B	S↑一直	
年度ごとの目標値		35.0%	-	40%	42.5%	45%	47.5%	50%			
把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月下旬となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										
備考											
測定指標	イ 多面的機能支払交付金において、地域による農地・農業用水等の保全管理が実施される農用地のうち、持続的な広域体制の下で保全管理される農地面積の割合	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	47%	48%	令和6年 8月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 94.0%)	(A: 91.4%)	(:)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		44.7%	-	50%	52.5%	55%	57.5%	60%			
把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：毎年度の土地改良長期計画実績把握調査により把握。 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月下旬となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										
備考											
測定指標	ウ 中山間地域等直接支払交付金の第5期対策期間(R2～R6)において減少が防止される中山間地域等の農用地の面積	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	7.2 万ha/年	7.4 万ha/年	7.4 万ha/年	令和6年 8月末 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(A: 96.0%)	(A: 98.7%)	(A: 98.7%)	(:)	(:)	/	A	F＝一直	
年度ごとの目標値		7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年	7.5 万ha/年			
把握の方法	出典：「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」(農林水産省農村振興局)及び農林業センサス(農林水産省統計部) 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：① 毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、本制度の取組面積を把握。 ② 農林業センサスから本制度の対象農用地と類似の条件不利性を有する地域の経営耕地面積減少率(5年間)を把握。 ①に②を乗じて中山間地域等の農用地面積の減少防止面積を算出。 注：各年度の目標値の7.5万haについては、第4期対策期間最終年度(令和元年度)の協定対象農用地面積と、2010年及び2015年センサス結果を基に、上記の方法により算出した。 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月末となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満										
備考											

測定指標	エ 環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			6年度
		実績値	/	-	-	16万 tCO2/年	令和6年 8月末 把握予定	/			A
達成度合い		/	(-:-)	(-:-)	(A: 106.7%)	(:)	(:)	/			
年度ごとの目標値		15万 tCO2/年	-	-	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年	15万 tCO2/年			
把握の方法	出典:「環境保全型農業直接支払交付金の実施状況」(農林水産省調べ) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:単位面積当たり温室効果ガス削減量に、地球温暖化防止効果のある取組の実施面積を乗じることで、環境保全型農業直接支払交付金の取組を通じた温室効果ガス削減量を算出 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月末となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(3)	生活インフラ等の確保										
目標①【達成すべき目標】	農村に住み続けることができるよう、定住条件を整備										
測定指標	ア 地域活性化対策において、新たに農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組の目標を達成した地域数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度
		実績値	/	13地域	25地域	36地域	令和6年 7月下旬 把握予定	/			-
達成度合い		/	(A: 130.0%)	(A: 125.0%)	(A: 120.0%)	(:)	(:)	/			
年度ごとの目標値		0地域	10地域	20地域	30地域	40地域	50地域	60地域			
把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:事業実施主体への調査										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(4)	鳥獣被害対策等の推進										
目標①【達成すべき目標】	鳥獣被害対策実施隊(注)の設置・体制強化を推進										
測定指標	ア 鳥獣被害対策実施隊の隊員数	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			7年度
		実績値	/	39,943人	41,396人	42,053人	42,110人	/			A
達成度合い		/	(A: 146.3%)	(A': 151.3%)	(A: 128.3%)	(A: 104.5%)	(:)	/			
年度ごとの目標値		37,279人	39,100人	40,000人	41,000人	41,900人	42,900人	43,800人			
把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の10月頃 算出方法:都道府県を通じた聞き取り調査により把握										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)={(当該年度実績値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)}×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
		(判断根拠) 測定指標数8個のうち、6個の測定指標が確定している。そのうち、Aが4個、Bが2個となっているため、「③相当程度進展あり」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】		
	次期目標等への反映の方向性		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	-
-------------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	農村振興局(農産局) 【農村振興局農村計画課/地域振興課/鳥獣対策・農村環境課/農地資源課、農産局農業環境対策課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

(参考)

用語解説

注	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を推進するための「鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年第134号)」の第9条において、市町村が対象鳥獣の捕獲等、防護柵の設置その他の被害防止計画(同法第4条)に基づく被害防止施策を適切に実施するために設置することができることとされているもの。 鳥獣被害対策実施隊は、市町村長の任命又は指名による鳥獣被害対策実施隊員で構成。
---	-----------	---

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-15)

政策分野名 【施策名】	農村を支える新たな動きや活力の創出
政策の概要 【施策の概要】	地域を支える体制及び人材づくり、農村の魅力の発信、多面的機能に関する国民の理解の促進等
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の3(3)

施策(1)	地域を支える体制及び人材づくり										
目標①【達成すべき目標】	地域運営組織の形成等を通じた地域を持続的に支える体制づくり										
測定指標	ア 農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定のうち、新たに集落戦略を策定した協定の割合 【再掲】	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		-	-	39%	令和6年 8月末 把握予定				
		達成度合い		(-:-)	(-:-)	(B: 65.0%)	(:)	(:)			
年度ごとの目標値		0%	-	-	60%	80%	100%	100%	B	S↑一直	
把握の方法	出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度8月頃 算出方法：毎年度の中山間地域等直接支払制度の実施状況調査により、農業生産活動等の体制整備に取り組む集落協定及び集落戦略を策定した協定数を把握 ※令和5年度実績の把握は令和6年8月末となるため、令和4年度実績値を用いて評価を実施。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考	集落戦略の作成にあたっては、集落協定の参加者全員で集落全体の将来像、課題、対策について十分に話し合いを行い合意形成を図る必要があることから、令和2年度、令和3年度の目標値は定めない。										
目標②【達成すべき目標】	関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じた地域の支えとなる人材の裾野の拡大										
測定指標	ア グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数及び訪日外国人旅行者数のうち農山漁村体験等を行った人数 【再掲】	年度	基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
			30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		519 万人/年	553 万人/年	686 万人/年	令和6年 7月下旬 把握予定				
		達成度合い		(-:-)	(C: 41.3%)	(C: 49.4%)	(:)	(:)			
年度ごとの目標値		1,212 万人/年	-	1,340 万人/年	1,390 万人/年	1,440 万人/年	1,490 万人/年	1,540 万人/年	-	F↑一直	
把握の方法	出典：「農林業センサス及び漁業センサス」(農林水産省統計部)、「訪日外客数統計」(日本政府観光局)及び農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：各統計情報及び各都道府県への聞き取り結果を農林水産省にて集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

目標③【達成すべき目標】 多様な人材の活躍による地域課題の解決											
測定指標	ア 地域活性化対策において、新たに外部人材を活用した人数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	-	36人	44人	令和6年 7月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 90.0%)	(B: 73.3%)	(:)	(:)	/	-	S↑一直	
年度ごとの目標値		0人	-	40人	60人	80人	100人	100人			
把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：事業実施主体への調査									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											
施策(2)		農村の魅力の発信									
目標①【達成すべき目標】 副業・兼業などの多様なライフスタイルの提示											
測定指標	ア 地域活性化対策において、多様なライフスタイルへの肯定的意見のあった割合		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	-	80%	令和6年 7月下旬 把握予定	/	/		
	達成度合い	/	(-:-)	(-:-)	(A: 108.1%)	(:)	(:)	/	-	F↑一直	
年度ごとの目標値		0%	-	-	74%	76%	78%	80%			
把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度の翌年度7月頃 算出方法：事業実施主体を通じた参加者への調査（「将来的に農山漁村で農林水産業に就業する意欲が高まった。」「将来的に研修地域への移住意欲など再来訪意欲が高まった。」等の回答数/有効回答数）									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											
目標②【達成すべき目標】 棚田地域の振興と魅力の発信											
測定指標	ア 指定棚田地域振興計画を策定した地域数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	-	380 地域	416 地域	436 地域	/	/		
	達成度合い	/	(-:-)	(A: 108.6%)	(A: 104.0%)	(A: 96.9%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値		0 地域	-	350 地域	400 地域	450 地域	500 地域	500 地域			
把握の方法		出典：農林水産省農村振興局調べ 作成時期：調査年度末 算出方法：指定棚田地域振興活動計画認定の際に、同計画の認定地域数を把握									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											

目標③【達成すべき目標】 様々な特色ある地域の魅力の発信											
測定指標	ア 新たに景観農業振興地域整備計画又は歴史的風致維持向上計画(農村景観等農村の風致を計画の中に位置付けたものに限る。)を策定した市町村数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成 B	指標一 計算分類 S↑一直
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	55 市町村	58 市町村	62 市町村				
		達成度合い		(-:-)	(A: 93.2%)	(A: 90.6%)	(B: 89.9%)	(:)			
年度ごとの目標値		54 市町村	-	59 市町村	64 市町村	69 市町村	74 市町村	75 市町村			
把握の方法 出典: 農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 調査年度末 算出方法: 認定等された計画数を集計											
達成度合いの判定方法 達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考											
施策(3) 多面的機能に関する国民の理解の促進等											
目標①【達成すべき目標】 多面的機能に関する国民の理解の促進											
測定指標	ア 多面的機能の理解の醸成に向けた取組数		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成 -	指標一 計算分類 S↑一直
		年度	3年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		-	-	345件	令和6年 7月下旬 把握予定				
		達成度合い		(-:-)	(-:-)	(A: 111.3%)	(:)	(:)			
年度ごとの目標値		305件	-	-	310件	320件	330件	340件			
把握の方法 出典: 農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 調査年度の翌年度7月頃 算出方法: 事業実施主体への聞き取りを踏まえ農林水産省にて集計											
達成度合いの判定方法 達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満											
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	把握次第判定
		(判断根拠) 測定指標数7個のうち、4個については実績を把握できていないことから、評価結果の暫定的な判定は行わない。	
	測定指標についての要因分析 (達成度が悪い場合等) 【施策の分析】		
	次期目標等への反映の方向性		

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	-
-------------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	農村振興局 【農村振興局農村計画課/地域振興課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	-----------------------------	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-16)

政策分野名 【施策名】	東日本大震災からの復旧・復興
政策の概要 【施策の概要】	地震・津波災害からの復旧・復興、原子力災害からの復旧・復興
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の4(1)

施策(1)	地震・津波災害からの復旧・復興										
目標①【達成すべき目標】	農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進める。										
測定指標	ア 津波被災地域における営農再開が可能となる農地面積	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値		18,560 ha	18,630 ha	18,840 ha	18,870 ha				
		達成度合い		(A: 99.4%)	(A: 99.9%)	(A: 99.8%)	(A: 99.7%)	(:)			
年度ごとの目標値		18,390 ha	18,680 ha	18,650 ha	18,870 ha	18,920 ha	19,020 ha	19,020 ha	A	S↑-直	
把握の方法	出典: 農林水産省農村振興局調べ 作成時期: 調査年度末 算出方法: 災害復旧事業等を実施している県を通じて、営農再開可能面積を調査により集計										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(2)	原子力災害からの復旧・復興										
目標①【達成すべき目標】	収穫後の検査等の取組を推進										
測定指標	ア 検査により放射性物質濃度が基準値を超過した農畜産物の点数	基準値	実績値・達成度合い						目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		0点	0点	0点	0点				
		達成度合い		(- : -)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(A:おおむね有効)	(:)			
年度ごとの目標値		0点	-	0点	0点	0点	0点	0点	A	O=-他	
把握の方法	出典: 食品中の放射性物質検査の結果について(厚生労働省)、被災17都県等における調査 作成時期: 調査年度末 算出方法: 上記調査を農林水産省が確認し整理。										
達成度合いの判定方法	A(おおむね有効):基準値を超過した農畜産物0点、B(有効性の向上が必要である):基準値を超過した農畜産物1点、C(有効性に問題がある):基準値を超過した農畜産物2点以上										
備考											

目標②【達成すべき目標】		原子力被災12市町村における営農再開									
測定指標	ア 原子力被災12市町村の営農再開面積	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		6,577 ha	7,370 ha	8,015 ha	8,598 ha				
		達成度合い		(- : -)	(A: 100.8%)	(A: 99.5%)	(A: 97.8%)	(:)			
年度ごとの目標値		6,577 ha	-	7,314 ha	8,052 ha	8,789 ha	9,527 ha	10,264 ha			
把握の方法		出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度7月頃(確定値) 算出方法:原子力被災12市町村の営農再開面積について、福島県から入手する。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											
目標③【達成すべき目標】		科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別の払拭									
測定指標	ア 福島県産農産物(米、もも、牛肉)の価格水準	基準値		実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値		93.1%	94.8%	94.1%	94.6% (速報値)				
		達成度合い		(- : -)	(A: 100.1%)	(A: 98.0%)	(A: 97.2%)	(:)			
年度ごとの目標値		93.1%	-	94.7%	96.0%	97.3%	98.7%	100%			
把握の方法		出典:福島県調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月下旬頃(速報値)、3月頃(確定値) 算出方法:東京都中央卸売市場における取引価格より集計。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	②目標達成
		(判断根拠) 測定指標数4個のうち、Aが4個となっており、「②目標達成」と判定した。	
	測定指標についての要因分析 (達成度合いが悪い場合等) 【施策の分析】		-
	次期目標等への反映の方向性		-

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	-
-------------------------------	---

評価結果の政策への反映状況 (主なもの)	予算	
	税制	
	その他 (法令、組織、定員等)	

担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室(農産局、農村振興局) 【大臣官房地方課災害総合対策室、農産局総務課生産推進室、農村振興局防災課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。

令和5年度実施施策に係る政策評価書

(農林水産省5-⑰)

政策分野名 【施策名】	大規模自然災害への備え
政策の概要 【施策の概要】	災害に備える農業経営の取組の全国展開等、農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策、不測時における食料安定供給のための備えの強化等
政策に関する内閣の重要政策 【施策に関する内閣の重要政策】 (施政方針演説等のうち主なもの)	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の4(2)

施策(1)	災害に備える農業経営の取組の全国展開等										
目標①【達成すべき目標】	農業保険等の普及促進・利用拡大										
測定指標	ア 農業保険の加入率(園芸施設共済)		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	6年度		
		実績値	/	65.6%	69.9%	73.8%	77.0%	/			
	達成度合い	/	(- : -)	(- : -)	(A: 99.7%)	(A: 100.0%)	(:)	/	A	F↑一直	
年度ごとの目標値			55%	-	-	74%	77%	80%	80%		
把握の方法	出典:「園芸施設共済の都道府県別の加入率」(農林水産省経営局) 作成時期:各年度末時点の数値を当該年度の実績として集計 算出方法:有資格者に占める園芸施設共済の加入者の割合										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
施策(2)	農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策										
目標①【達成すべき目標】	農業水利施設等の耐震化等										
測定指標	ア ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 【再掲】		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		
		実績値	/	-	約5.8 万ha	約10.0 万ha	約15.9 万ha	/			
	達成度合い	/	(- : -)	(A: 138.1%)	(A: 119.0%)	(A: 126.2%)	(:)	/	A	S↑一直	
年度ごとの目標値			0 ha	-	約4.2 万ha	約8.4 万ha	約12.6 万ha	約16.8 万ha	約21 万ha		
把握の方法	出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

施策(3)	不測時における食料安定供給のための備えの強化										
目標①【達成すべき目標】	食品産業事業者による事業継続計画(BCP)の策定の促進										
測定指標		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	2年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			6年度
	ア 食品産業事業者における事業継続計画(BCP)の策定率	実績値	/	-	37.3%	38.9%	36.8%		/	B	F↑一差
		達成度合い	/	(-:-)	(A': 228.9%)	(A: 132.2%)	(B: 72.6%)	(:)	/		
	年度ごとの目標値	27%	-	31.5%	36%	40.5%	45%	45%			
把握の方法	出典:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部調べ 作成時期:調査年度の3月末頃 算出方法:食品産業事業者のBCP策定状況アンケート調査結果のうち中小企業のデータ										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=(当該年度の実績値-基準値)/(当該年度の目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											
目標②【達成すべき目標】	米の適正な備蓄水準を確保										
測定指標		基準値	実績値・達成度合い					目標値	達成	指標一 計算分類	
		年度	30年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			各年度
	ア 政府備蓄米の備蓄水準	実績値	/	91 万トン	91 万トン	91 万トン	91 万トン		/	A	S=一直
		達成度合い	/	(A: 91.0%)	(A: 91.0%)	(A: 91.0%)	(A: 91.0%)	(:)	/		
	年度ごとの目標値	91 万トン	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度	100 万トン 程度			
把握の方法	出典:「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」(農林水産省) 作成時期:調査年度の7月頃 算出方法:「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の毎年6月末備蓄量から記載。										
達成度合いの判定方法	達成度合(%)=当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										
備考											

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり
	測定指標についての要因分析(達成度合いが悪い場合等)【施策の分析】	<p>【判断根拠】 測定指標数4個のうち、Aが3個、Bが1個(うち、前年度の実績値を下回った指標1個)となっており、「③相当程度進展あり」と判定した。</p> <p>【(3)①ア】食品産業事業者における事業継続計画(BCP)の策定率 食品産業事業者(中小企業)による事業継続計画(BCP)の策定率については、令和5年度実績値が36.8%であり、達成度合いが72.6%で「B」となり前年度の実績値(38.9%)を下回った。このことに係る要因分析は以下のとおり。</p> <p>① 施策(政策分野)及び測定指標をめぐる社会の動向</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月 東日本大震災の発生 平成27年3月 食料・農業・農村基本計画で以下のとおり規定。 東日本大震災の経験を踏まえ、不測時においても食料のサプライチェーンの機能を維持し、被災地への応急食料の供給や全国的な食料供給の確保を図る。このため、食品産業事業者の事業継続計画(BCP)策定…(中略)…を進める。 令和2年3月 食料・農業・農村基本計画で以下のとおり規定。 大規模自然災害の発生時には、食料のサプライチェーンの機能を維持し、プッシュ型支援など被災地への応急食料の供給や全国的な食料供給の確保を図る。このため、食品産業事業者による事業継続計画(BCP)…(中略)…を促進する。 令和2年4月 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出 令和3年7月 「緊急事態食料安全保障指針(平成14年決定)」を一部改正し、以下のとおり規定。 また、食品産業事業者等が緊急時においても事業を継続できるよう、食品産業事業者等に対し、緊急時における危機管理体制や重要業務継続のための措置等を取りまとめた事業継続計画等の策定及び定期的な点検・見直しを促進する。 <p>② 測定指標の目標達成に向けた主な取組</p> <p>食品産業事業者による事業継続計画(BCP)の策定を促進するため、以下のような取組を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業継続の検討、計画策定に関するテキストのHP掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定に必要な技術的・専門的知識の普及を目的とした基礎編と策定済み計画の持つ課題や問題点の整理、見直しを目的とした応用編の2つのテキストの掲載 ・ 計画のひな型の掲載 ○食品産業事業者間連携に係る指針のHP掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各事業者の事業継続に加え、緊急時の事業者間での相互連携を促進するための指針の掲載 ・ 計画策定により取り決めた緊急時の相互連携の実効性を発揮するための平時の訓練マニュアルの掲載 ○取組事例集のHP掲載 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品産業事業者等における事業継続計画や事業者間連携等の緊急時に備えた取組事例の掲載 <p>③ 目標の達成状況に影響したと考えられる要因の分析</p> <p>食品産業事業者(中小企業)におけるBCPの策定率は、令和2年度の27%から令和3年度の37%へと短期間に大きく上昇したものの、その後は4割弱の水準のまま推移し、直近の令和5年度では目標値を下回っている。この理由としては、令和2年に新型コロナウイルス感染症がまん延する中、BCP策定の重要性を再認識する事業者が増加し、上記②に掲げる取組を参考としながら新たにBCPを策定する事業者が増えたものの、その後は新型コロナウイルス対策が進展して社会経済活動の正常化が進む中、早急にBCPを策定しなければならないと考える事業者が減少し、新たなBCP策定に向けた動きが停滞してしまったこと等が考えられる。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【(3)①ア】食品産業事業者における事業継続計画(BCP)の策定率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度のアンケートにおいて策定済みと回答した事業者は37%に留まったものの、今後策定予定としている事業者が9%存在しており、これらを合計するとアンケート回答事業者の46%に相当することから、引き続き、農林水産省HPを通じての情報提供等の取組を行っていくとともに、食品産業事業者向けの各種説明会やセミナー等において、BCP策定の重要性を再周知する等の取組を行っていく。 	

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

評価結果の政策への反映状況(主なもの)	予算	
	税制	
	その他(法令、組織、定員等)	

担当部局名	大臣官房地方課災害総合対策室(新事業・食品産業部、経営局、農村振興局、農産局) 【大臣官房地方課災害総合対策室、新事業・食品産業部食品流通課、経営局保険監視官、農村振興局防災課、農産局農産政策部企画課/貿易業務課】	政策評価実施時期	令和6年8月
-------	--	----------	--------

※ 測定指標の詳細及び政策手段については、令和6年度事前分析表をご覧ください。